第6次豊明市総合計画

2026 年度～2031年度

素案

目次

第１編　総論
　１　計画の趣旨
　２　計画の構成と期間
　３　計画策定の背景
　４　豊明市の現状
　５　まちづくりの視点・課題整理

第２編　基本構想
　１　将来都市像
　２　将来人口
　３　土地利用構想
　４　市民幸福度
　５　総合計画と SDGs の一体的な推進
　６　施策大綱

第３編　基本計画
　１　将来人口
　２　土地利用計画
　３　施策体系図
　４　総合戦略（重点戦略）
　５　めざすまちの姿ごとの計画
　６　行政推進項目（第７次行政改革大綱）

第1編　総論

1　計画の趣旨

本市における総合計画は、将来のまちづくりを総合的かつ計画的に進める長期的な市政運営のための最上位計画です。

2010年までは地方自治法で策定が義務付けられていましたが、2011年の法改正により策定義務はなくなりました。その中で、本市を取り巻くさまざまな課題解決に向けて、行政だけではなく市民や事業者など全員が一丸となって明確なビジョンを持ったまちづくりに取り組むため、法改正以降も2013年に豊明市総合計画条例を制定し、総合計画を策定しています。

これまでの総合計画の計画期間と未来像・都市像

	第1次総合計画	第2次総合計画	第3次総合計画	第4次総合計画	第5次総合計画
計画期間（年数）	1974-1985（12）	1985-1995（11）	1996-2005（10）	2006-2015（10）	2016-2025（10）
未来像 都市像	豊かで 明るい 住みよい豊明市	豊かで 明るく 健康な文化都市	住んでよかった、住みつづけたいまち	人・自然・文化 ほほえむ 安心都市	みんなでつなぐ しあわせのまち とよあけ
人口	41,786 人 ※4次総計記載の人口	55,575 人 ※4次総計記載の人口	63,263 人 ※1996.3.31 時点	66,093 人 ※2006.3.31 時点	68,706 人 ※2016.3.31 時点

第5次総合計画では、将来都市像「みんなでつなぐ　しあわせのまち　とよあけ」の実現に向けて、7つのまちづくりの理念（安心、快適、健やか、つながり、誠実、元気、挑戦）をもとに、40の「めざすまちの姿」を掲げ、まちづくりを進めてきました。

第5次総合計画に位置づけられた取り組みを進めた結果、7割程度が目標に向けて進捗しています。一方で、めざすまちの姿やまちづくり指標との連動が十分でないものがあるなど課題も残されています。

全国的な人口減少や、価値観や生活様式の多様化により社会の変化が激しく未来の予測が難しい時代に突入しています。その中で、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）※1 やカーボンニュートラル※2 の達成に向けた世界的な共通目標の達成に向けて、まちを発展させる取り組みが求められています。

これらの社会状況と豊明市のまちづくりの現状や課題を踏まえ、豊明市に関わる誰もがしあわせになるまちに発展させるため、より効果的で効率的な行政運営の指針となるよう新たな総合計画「第6次豊明市総合計画」を策定しました。

※1 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 の目標・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓った目標。
※2 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林や森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計が実質ゼロとなった状態。

2　計画の構成と期間

1．計画の構成

本計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成します。

基本構想は、市のまちづくりの基本的な理念であり、将来都市像とそれを実現するための「めざすまちの姿」、人口や土地利用の基本目標を明らかにしたものです。

基本計画は、基本構想で掲げた「めざすまちの姿」を実現するため、各分野において取り組む施策を体系的に示すとともに、まちづくりの達成状況を測る指標の継続的な把握によりまちづくりの進捗管理を行うものです。

実施計画は、基本計画で位置づけた施策を実現するため、財政状況や社会環境、市民ニーズなどを考慮し、具体的な事務事業を整理し、予算編成の指針とする短期計画です。

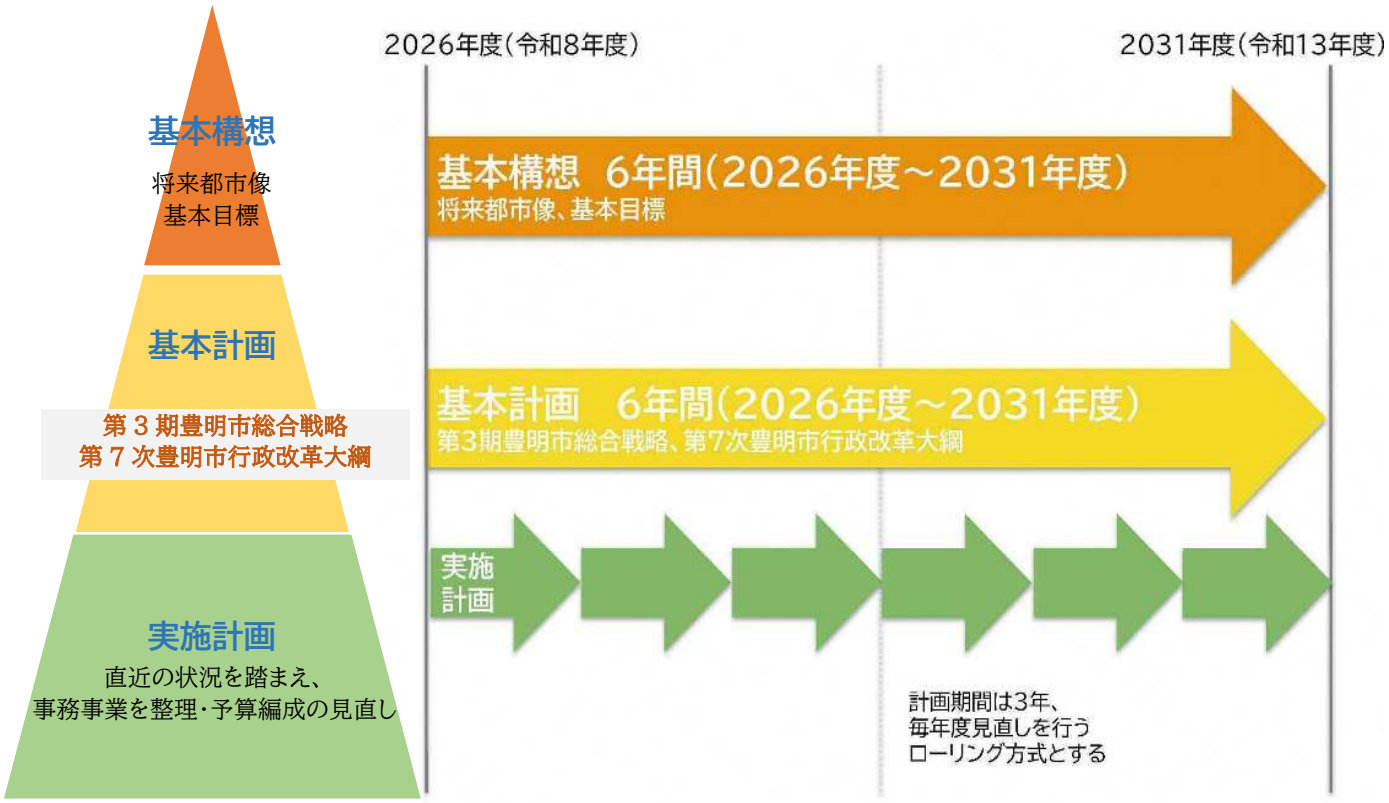

2. 第 3 期豊明市総合戦略との関係性

第2期豊明市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、国の枠組やまち・ひと・しごと創生法の趣旨を踏まえ、国の掲げた4つの基本目標及び2つの横断的な目標をもとに、本市における課題解決のため、第5次豊明市総合計画との整合性を図りながら地方創生の取り組みを進めてきました。

国では、2025年に当面の人口減少が続くことを正面から受け止め、「強い経済」と「豊かな」生活環境の基盤に支えられる多様性の好循環が「新しい日本・楽しい日本」を創ることを目指し、「地方創生2.0基本構想」を閣議決定しました。

本計画では、「第3期豊明市総合戦略」の内容を重点戦略として位置づけ、一体的に施策の推進を図るとともに、重要業績評価指標（KPI）を設定し、進捗管理を行うものとします。

3. 第 7 次豊明市行政改革大綱との関係性

行政改革は、社会経済情勢の変化に対応し、簡素で効率的な市政実現のため、1985年の第1次行政改革からスタートし、コストの削減や事業の効率化を図ってきました。

今後、さらなる少子高齢化の進展に伴い財政状況の悪化が予測される中、2016年度よりスタートした第5次豊明市総合計画に掲げる40のめざすまちの姿の実現に向けて、必要な改革を推進するため、その指針となる第6次豊明市行政改革大綱を策定し、行政改革に取り組んできました。

本計画では、「行政推進項目」を推進するための基本的方向性を「第7次豊明市行政改革大綱」として位置づけ、総合計画と行政改革の連動性を高め、一体的な運用を行うことで必要な改革を推進するものとします。

3　計画策定の背景

1. これまでに経験したことのない人口減少・少子高齢化社会

日本の総人口は、2025 年 4 月 1 日で1億 2,340 万人と、前年よりも 60 万人近く減少し、2008年以来 13 年連続減少となっています。

65 歳以上及び 75 歳以上の高齢者人口の割合は、過去最高となっている一方、15 歳未満人口の割合は過去最低となっています。外国人人口は前年より33万人増えており、2年連続増加となっているものの、総人口でみると人口減少はさらに加速することが想定されます。

2. あらゆるリスクに備えるしなやかな国づくり

現代社会は、自然災害や気候変動といった従来のリスクに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大やウクライナ情勢をはじめ国際的に不安定な状態が続くなど新たな課題に直面しています。

自然災害面では、特に東海地域において南海トラフ地震などの大規模地震をはじめ、台風や近年頻発する局地的な集中豪雨などに対する危機感が高まっています。

温暖化の進行に加え、都市部ではヒートアイランド現象※3 が加わることで、猛暑日が増加傾向にあり、熱中症の発生の増加など、健康面への影響を与えています。また、高温による農作物の生育不良や収穫量の減少、冷房の需要が増えることによるエネルギー消費の増大など、あらゆる場面で人々の生活に大きな影響を与えています。

公衆衛生面においては、2020 年から感染拡大した新型コロナウイルス感染症が、社会経済・日常生活に甚大なインパクトをもたらし、多くの場面で影響を与えました。特に、公衆衛生分野では、感染に係る情報の収集・発信、新規感染者の把握などの対応に追われる状況が続きました。

ウクライナ情勢をはじめとする国際的な紛争や情勢の不安定化に伴うエネルギー価格の高騰、デジタル技術の発展により脅威を増すサイバー攻撃※4 など、これまでには想定されなかった新たなリスクが増加しています。

※3 都市化が進むにつれて、建物や舗装された道路が増加し、緑地が減少することで都市の気温が周囲よりも高くなる現象。
※4 インターネットやデジタル機器を絡めた手口で、個人や組織を対象に、金銭の窃取や個人情報の詐取、あるいはシステムの機能停止などを目的として行われる攻撃。

3. 公共施設・インフラ資産の老朽化への対応

戦後の復興期から高度経済成長期にかけて、またバブル経済崩壊後の経済対策を通じて、学校、保育園などの公共施設や道路、上水道、下水道などのインフラ資産が集中的に整備され、これらの資産が築後20年から50年以上を経て、更新時期を迎え、多額の更新費用などが必要となる見込みです。

地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少などにより公共施設などの利用需要が変化していくことが想定され、財政規模に見合わない公共施設を保有し続けると、将来、次世代の負担が増えることになるだけでなく、真に必要な公共サービスの維持が困難になる恐れがあります。

4. 孤独・孤立問題の顕在化

社会構造の変化(単身世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及など)により、家族や地域、会社などにおける人との「つながり」が薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況になっています。加えて、コロナ禍により社会環境が変化し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化しています。

これまで、障がい者や高齢者などに対して支援制度を設けることで専門的支援体制を構築してきましたが、8050 問題や、ヤングケアラーなど制度の狭間で問題を抱える世帯や生きづらさを感じる人が増加しています。

5. 価値観や生活様式の多様化

近年、人々の働き方や暮らし方の価値観の多様化に伴い、さまざまな生活様式が生まれています。

まず、働き方の面では、働き方改革の進展により、性別に捉われた役割の枠組みが見直され、ワークライフバランス※5 を重視する傾向が強まっています。加えて、二拠点生活やテレワーク※6 といった時間や場所に捉われない柔軟な働き方が注目されており、副業を容認する動きが増えるなど、個人の価値観に応じた働き方の選択肢が広がっています。

暮らし方の面では、シェアハウス※7 やサブスクリプション※8 の利用など、モノの所有にこだわらない暮らしが広まりつつあります。さらに、多文化共生※9 や LGBTQ+※10 など、人種や国籍、性別、年齢、障がいの有無などに捉われず、人格と個性を尊重し、認め合うことで自分らしくいきいきと暮らせる多様性を認め合う価値観が広がっています。

※5 働くすべての人々が、「仕事」と「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方。
※6 ICT(情報通信技術)を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。
※7 自分の部屋以外のリビングやキッチンなどの居住スペースを、ほかの入居者と共有(シェア)しながら生活する住居。
※8 月単位または年単位で定期的に料金を支払い利用するコンテンツやサービス。
※9 国籍や民族の違いを尊重し、共に生きることを目指す考え方や政策。
※10 性的マイノリティを表す総称の一つ。Lesbian(レズビアン)、Gay(ゲイ)、Bisexual(バイセクシュアル)、Transgender(トランスジェンダー)、Questioning(クエスチョニング)または Queer(クィア)の頭文字を取った言葉。最後の+は、LGBTQ のいずれにも該当しない人たち。

6. 社会問題を解決するための革新的な事業や取り組みの浸透

次世代高速通信網（5G）や人工知能（AI）※11 に代表されるデジタル技術の急速な発展により、さまざまなサービスが創出され、あらゆる場面でデジタル化が進んでいます。例えば、自動車の自動運転の実用化が開始され、買い物や手続きなどのオンライン化・キャッシュレス決済が社会に浸透してきています。

国では、地方創生2.0を掲げ、デジタル技術を活かして地方の社会課題解決を図り、全ての地域で誰もが便利で心地よい生活を送れる社会の実現を目指しています。行政サービスにおいても、マイナンバーカードを用いた各種手続きのオンライン化などデジタル技術を活用し、市民の利便性向上につながる取り組みが行われています。

※11 Artificial Intelligence（アーティフィシャル　インテリジェンス）の略称。人によって作られる人間と同じような知能。

4　豊明市の現状

1. 市民の動き

(1) 人口の推移

本市における人口は、1958 年から 1980 年まで急激に増加し、それ以降は緩やかな増加傾向にありましたが、2020 年の 69,027 人をピークに減少に転じています。

また、外国人人口が 2016 年の 2,620 人から 2024 年の 3,995 人に増加しており、外国人人口割合は 5.9%となっています。

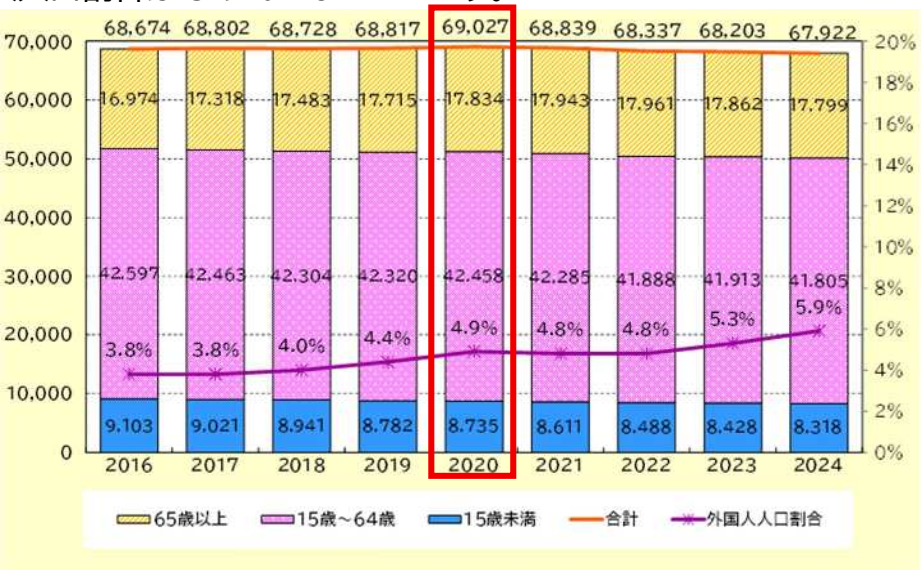

出典:とよあけの統計(住民基本台帳)(各年4月1日時点)

(2) 人口動態

自然増減は、2018 年以降 2020 年を除き「自然減」の状態が続いており、社会増減は、2020 年以降「社会減」の状態が続いています。年間増減の推移をみると、社会増減の影響が大きいことが分かります。

出典:とよあけの統計(住民基本台帳)(各年4月1日時点)

（3） 5歳階級別人口増減の動向

2018 年から 2023 年までの年齢5歳階級別人口増減について、若年層でみると25-29 歳⇒30-34 歳で男性が増加している一方で、女性は減少しています。

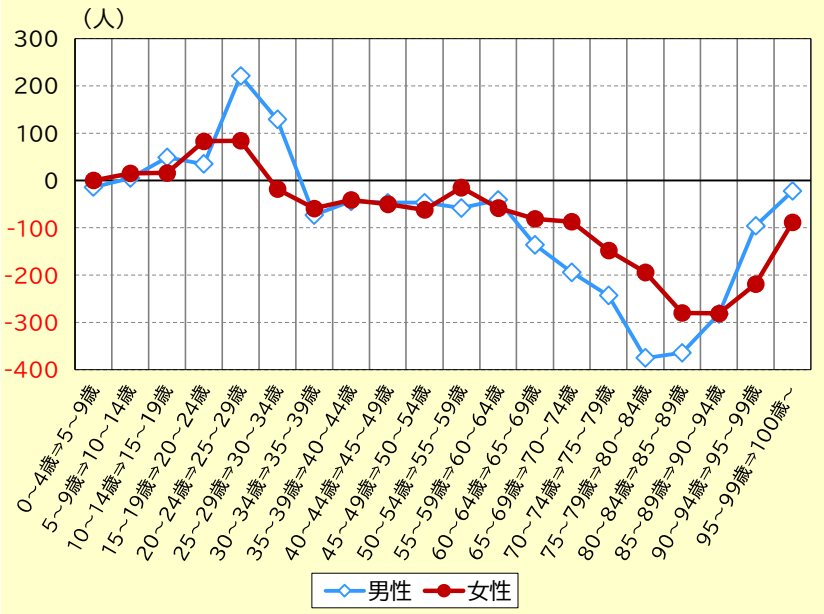

出典:とよあけの統計(住民基本台帳)(各年4月1日時点)

（4） 近隣市町との転入・転出の動向

2023 年の近隣市町との転出入の動向をみると、転入者数、転出者数ともに、名古屋市、刈谷市、豊田市の順で多くなっています。また、転入超過数は豊田市、岡崎市、安城市の順で多くなっており、転出超過数は名古屋市、東郷町、知立市の順で多くなっています。

（単位:人/年）

自治体名	転入	転出	転出入
名古屋市	659	849	-190
刈谷市	154	151	3
豊田市	145	116	29
知立市	58	72	-14
大府市	77	84	-7
岡崎市	103	80	23
日進市	41	38	3
安城市	63	48	15
東郷町	41	71	-30
みよし市	40	26	14

※近隣10市町の動向を記載

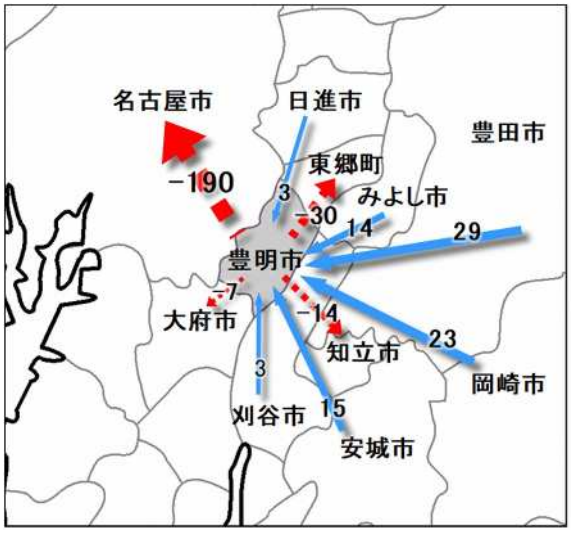

出典:住民基本台帳人口移動報告(外国人を含む)(2023 年)

2. 市民の声

本計画策定にあたり、16歳以上の市民の中から、無作為に 3,000 人を対象に、現在のまちづくりの課題やまちづくりを進めていく上で、市民の声を聞くためアンケート調査を実施しました。

調査方法	郵送による調査票の配布 郵送による回収またはインターネットによる回答
調査期間	2024 年5月 28 日に配布し、6月 21 日を回答期限として回収
回収状況	・配　布　数　3,000 票 ・有効回収数　1,317 票　うち、郵送：957 票　インターネット：360 票 ・有効回収率　43.9%

(1) 住みやすさ

本市の住みやすさについて、「住みやすい」が 24.1%、「どちらかといえば住みやすい」が 50.2%となっており、合わせて 74.3%が住みやすいと回答しています。

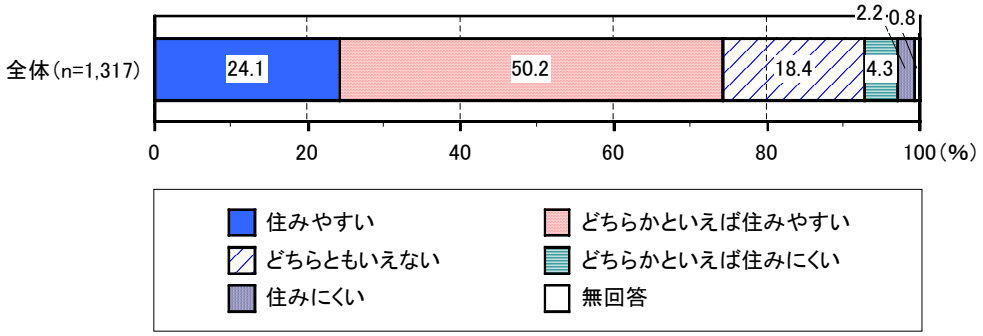

出典：市民意識調査（2024 年 6 月）

(2) 居住意向

本市への今後の居住意向について、「ずっと住み続けたい」が 41.2%、「しばらくは住み続けたい」が 38.8%となっており、合わせて 80.0%が住み続けたいと回答しています。

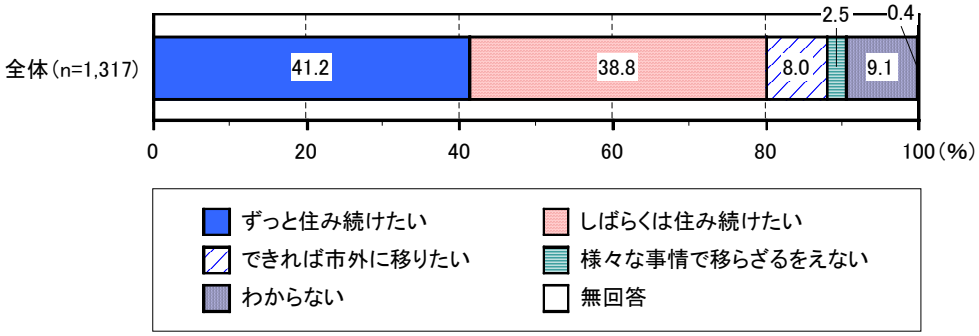

出典：市民意識調査（2024 年 6 月）

(3) 誇り、愛着、オススメ度合い

本市に対して誇りを感じている回答者の割合(「とてもそう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計。以下同じ。)は 24.7%となっています。

愛着を感じている回答者の割合は 45.5%となっています。

オススメしたい回答者の割合は 28.5%となっています。

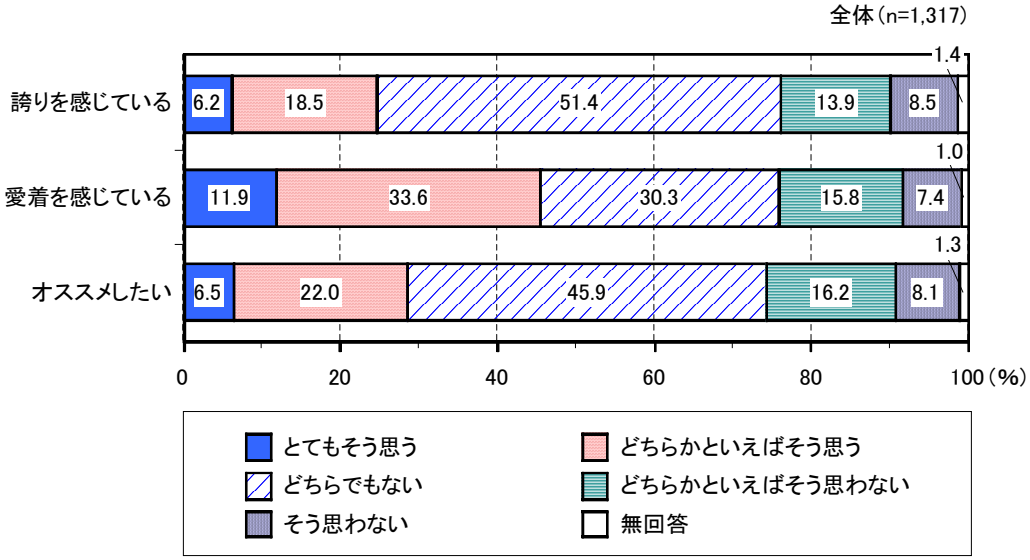

出典:市民意識調査(2024 年 6 月)

(4) 幸福度

市民が現在、どの程度幸せと感じているかを測定した幸福度では、「5点」が 20.7%と最も多くなっており、次いで「8点」が 19.9%、「7点」が 18.7%となっており、平均は 6.78 点となっています。

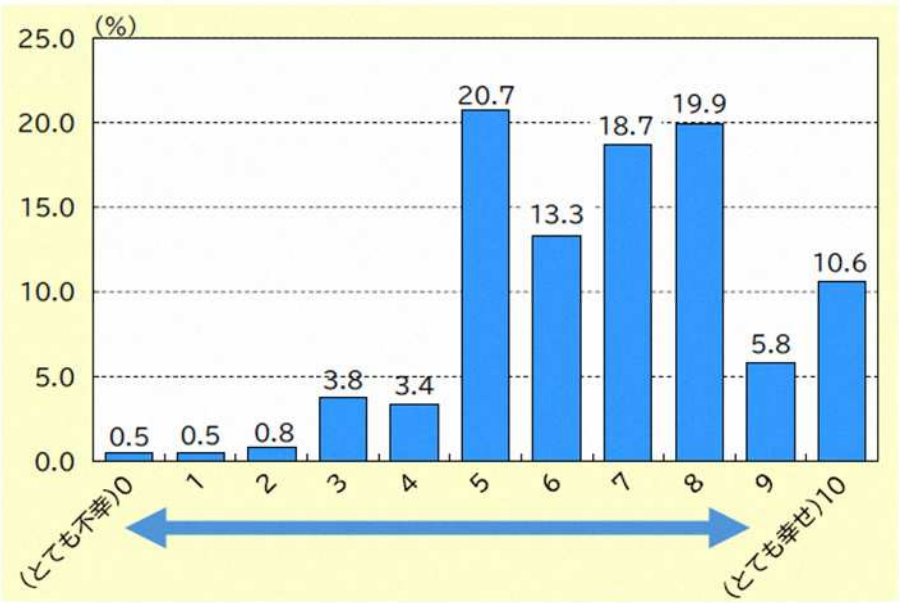

出典:市民意識調査(2024 年 6 月)

（5） 重要度満足度

満足度を横軸、重要度を縦軸としてグラフ化した図を用いて第 5 次総合計画に掲げた 40 の「めざすまちの姿」を分析すると、満足度が低く重要度が高い施策（赤枠部分）として、「交通の利便性を高め、移住を促し、通勤・通学しやすくなるようにする」、「利用者が安心して通行できる道路環境をつくる」、「教育や子どもに関する予算を確保し、教育環境を整える」をはじめとする8項目があげられています。

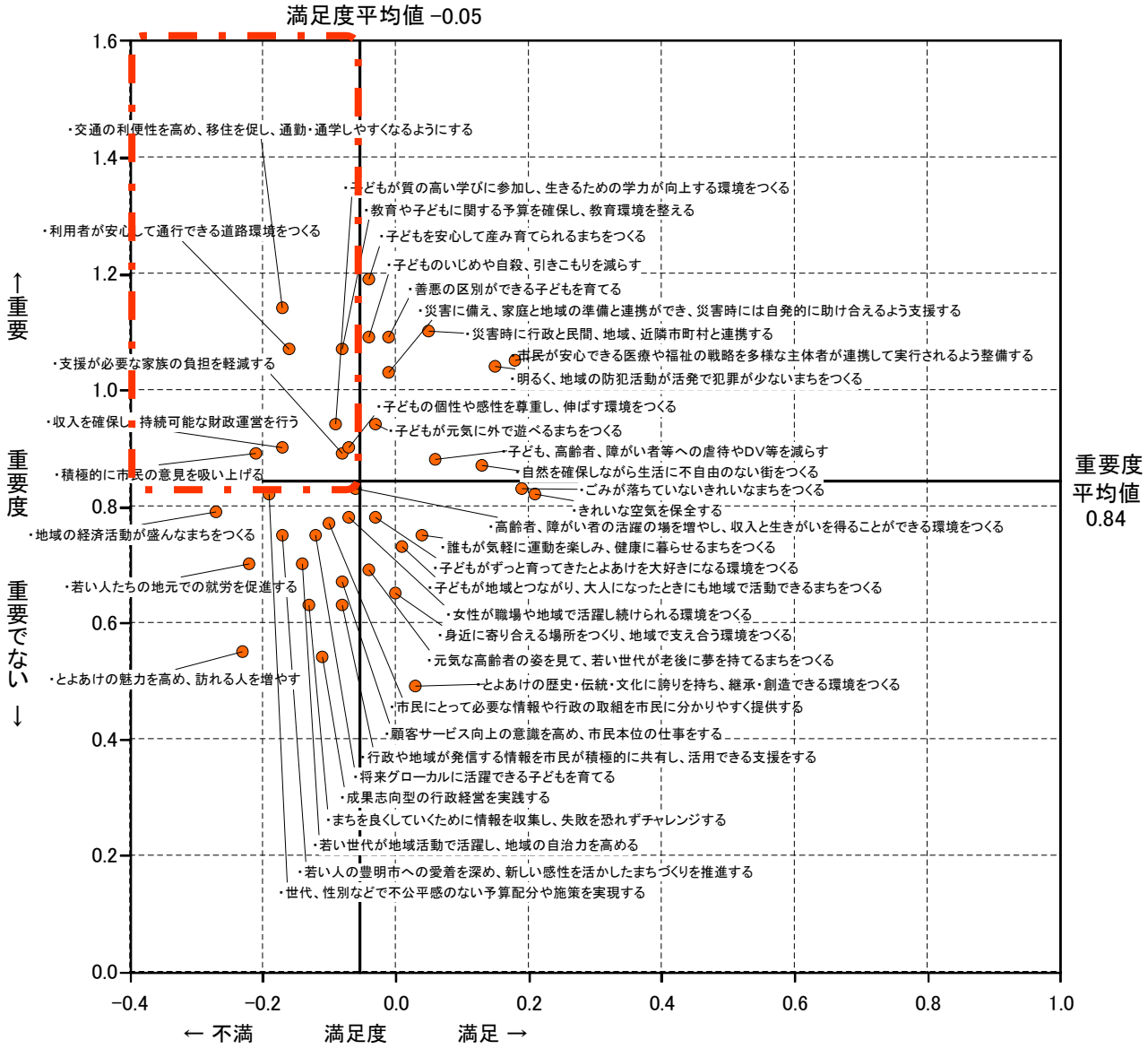

出典：市民意識調査（2024 年 6 月）

3. 豊明市の強み・弱み

社会潮流、統計データ、市民の声、第5次総合計画の評価結果をふまえて、本市の強み・弱みを整理し、以下のとおりSWOT分析※12 を行いました。

豊明市の強み（Strength）	豊明市の弱み（Weakness）
S1 ：交通アクセスが良い（鉄道・広域幹線道路） S2 ：他市町への移動利便性が良い S3 ：コンパクトなまちで市内の移動がスムーズ S4 ：住みやすさを感じている人の割合が高い S5 ：緑、自然が豊かである S6 ：外国人が住みやすいと感じている S7 ：共生交流プラザ「カラット」は幅広い世代が活用できる S8 ：重層的支援など地域のつながりが深い S9 ：藤田医科大学病院をはじめ医療が充実している S10：桶狭間の戦いの地である S11：市民の防災意識が高い	W1 ：アピールポイントがない（グルメ、農作物） W2 ：まちに賑わいが十分でない W3 ：市内に飲食店が少ない W4 ：商業施設などの集客が弱い W5 ：自家用車がないと生活が不便 W6 ：交通利便性は地域に偏りがある W7 ：周辺と比べ高齢者が多く若者が少ない W8 ：子育て世代に対する施策が少ない W9 ：子どもと遊べる公園が少ない W10：家を建てられる土地が少ない W11：市内での仕事の選択肢が少ない
機会：社会環境の変化から期待できる好機（Opportunity）	**脅威：社会環境の変化から懸念される悪影響（Threat）**
O1 ：カーボンニュートラル宣言による温室効果ガス排出の取組強化、新技術の創出 O2 ：こども家庭庁設立・「こどもまんなか社会」の実現、国主導の子育て施策の推進 O3 ：コロナ禍による生活スタイルの変化 →テレワーク、会議の WEB 化など多様な働き方、居住地の自由化 O4 ：リニア中央新幹線の整備によるスーパー・メガリージョン※13 の形成・産業競争力の強化 O5 ：多様性を認め合う共生社会づくり O6 ：第四次産業革命（society5.0※14）による AI 技術などの発展	T1 ：インフラの老朽化に伴う維持管理・更新コストの増加 T2 ：ウクライナ情勢などによる物価高による国際競争力の低下、さまざまな値上げ T3 ：異次元の少子高齢化の進行・人口減少社会の到来による税収減、若者の負担増加 T4 ：異常気象や南海トラフ地震による災害リスクの高まり T5 ：高齢化に伴う医療や介護の費用増加、認知症患者の増加 T6 ：情報格差の拡大 T7 ：廃棄物やマイクロプラスチック※15 の増加

※12 内部環境と外部環境を「強み」「弱み」「機会」「脅威」の 4 つの要素に分けて分析し、評価するのに有効なフレームワークのこと。
※13 東京、名古屋、大阪の三大都市圏がそれぞれの特色を発揮しつつ、リニア中央新幹線全線開業により一体化し形成される世界最大の広域経済圏のこと。
※14 サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。
※15 環境中に存在する微小なプラスチック粒子。

5　まちづくりの視点・課題整理

1. こどもが中心となって健やかに成長できる環境づくり

こどもが安全で健やかに成長できるよう、こどもの基本的な権利を守り、悩みや不安を相談できる仕組みを強化していくことが求められます。

子育てに関わる親などが安心して子どもを育てることができるよう、妊娠・出産期から子どもが成人するまでの各ライフステージにおいて、途切れることなく支援を行うことが求められます。

また、デジタル技術なども駆使しながら、質の高い保育・幼児教育サービスを提供し、このまちなら安心して子育てができると思ってもらえるような環境を整備することが求められます。

「こども」と「子ども」の表記について

2023 年 4 月、子どもの権利を総合的に保障するための法律としてこども基本法が施行されました。こども基本法における「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」をいい、年齢によってその支援の対象から外れることがないように定義づけられています。

「子ども」や「子供」については法令や国の計画・事業名・組織名などにより固有名詞として使用されているものについてはその表記に準じます。

2. 質の高い学びや体験の機会づくり

変化の激しい時代において、児童生徒一人ひとりが学びや体験を通じて生きる力を育み、デジタル技術なども活用しながら、質の高い教育を受けられる環境づくりとともに、小中学校や給食センターなど教育施設のさらなる充実が求められます。

また、放課後児童クラブや地域塾のように、学外で子どもたちが安心して過ごせる多種多様なサードプレイス※16 が各地にあり、地域クラブ活動をはじめ地域と一体となって子どもたちを育む風土づくりが求められます。

3. しっかりと行き届く医療・介護制度の継続・充実

国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険など、対象者に必要なサービスがしっかりと行き届くように制度の継続と充実が求められます。

同時に、医療費などの支払いが困難な高齢者や身体的・環境的に恵まれない人に対して、医療費をはじめ一部負担金を助成する医療制度のさらなる充実と継続が求められます。

※16 家庭や学校などの役割や責務が決まった場所とは異なる心地の良い第 3 の場所。

4. 互いに寄り添い誰一人取り残されない社会づくり

支援を必要とする高齢者や障がい者本人の生活目線に立って、けやきいきいきプロジェクトのように、医療や介護、地域や大学など多様な主体が連携して、安心して暮らし続けられる環境づくりが求められます。

また、生きづらさを抱えた人や、就労支援が必要な人などが、一人ひとりが役割を持ち、社会生活に参画し、互いに寄り添い支え合っていける社会づくりが求められます。

5. 一人ひとりが心身ともに健康でいられる取り組みの充実

市民一人ひとりが心身ともに健康でいられるように、疾病を予防し、重症化を防ぐための予防接種や健康診断などの取り組みを充実することが求められます。

また、誰もが自由に楽しく過ごし、生活の質を高められるように、個々に応じた学びや運動、芸術文化に触れる機会の提供や場の整備が求められます。

6. 誰もが参加できる機会を得て、ゆるやかにつながる地域づくり

市民や地域、事業者や大学など多様な主体がつながり、積極的に活動ができる機会の提供や場の整備とともに、日常から災害や犯罪に対する備えを行う意識が向上するような機会が求められます。

豊明市には、約 4,000 人の外国籍の人が生活しており、総人口に占める割合は約 6%と県内でも高い割合となっています。全ての市民の人権を尊重し、LGBTQ+などの多様性を互いに認め合うことで、言語や文化、生活習慣及び国籍などを問わず、誰もが地域づくりに参加し、自分らしく暮らしやすい社会づくりが求められます。

7. 環境にやさしく、快適に移動できる環境づくり

環境にやさしいまちにするために、温暖化対策に関する市民意識の向上や再生可能エネルギーの導入などに取り組むことが求められます。

より身近な場面では、市民一人ひとりが適切にごみ処理を行い、一般廃棄物を減らすための意識啓発や循環型社会の形成に向けた仕組みづくりが求められます。

また、ひまわりバスやチョイソコとよあけを継続して運行するとともに、交通事業者などと連携して、可能な限り多くの市民が快適に移動できる環境が求められます。

8. 安全で便利な都市基盤の形成

豊明市では、特に 30 代や 40 代の子育て世代の人口流出が続いています。住む場所、働く場所、過ごす場所として選ばれるために、適切な土地利用、道路、公園緑地などの都市施設の整備などを通じて、安全で利便性・持続可能性の高い都市基盤の形成が求められます。

また、リニア中央新幹線の開業や都市計画道路名古屋岡崎線の整備など本市を取り巻く環境の変化に応じて、本市の魅力を高め、居心地の良い空間づくりが求められます。

9. まちへの誇りを育む取り組みの推進

住みやすいまちに留まらず、誇りをもって豊明の魅力を伝える市民が増えるように、桶狭間の戦いにまつわる知識の伝承や古戦場まつりをはじめ、さまざまな場面で市内外を問わず歴史や地域資源に触れることができる機会が求められます。

また、いにしえより受け継いできた伝統文化や文化財の保存・継承が求められます。

10. 活力ある商工業や農業の発展

働く場所として豊明市を選んでもらえるよう、働きたい人と市内事業者のニーズが上手くマッチングできるような場づくりとともに、スタートアップを試みている起業家や既存事業の継承のための支援が求められます。

さらに、花マルシェや軽トラ市のような地域資源を活用した賑わいや交流の創出が求められます。

また、大都市近郊である地域特性を生かした持続的な農業を振興し、市民が豊明市で採れた作物を消費できる地産地消の推進が求められます。

11. 明るい未来に向けたまちづくりを支える行財政運営の推進

デジタル化や高度化が進む中で、市民のニーズに対応できる職員を育成し、効果的で効率的な行財政運営を推進することが求められます。

また、行政サービスや行政の取り組みが市民一人ひとりに伝わるような情報発信を推進するとともに、市民や事業者など多様な主体が協働・共創して明るい未来づくりをしていくことが求められます。

第2編　基本構想

1　将来都市像

本市が目指す将来都市像を、以下のとおり定めます。

未来へつなぐ　みんなでつくる
しあわせのまち　とよあけ

未来へつなぐ	一人ひとりの取り組みによって「今」の豊明市をより良いまちへ発展させながら、自然や歴史などの環境だけでなく、人や地域の想いもそれぞれの世代が次世代に受け継ぎ、持続可能な「未来」を築きます。
みんなでつくる	「作る」「創る」「造る」など、人によってつくるものに違いはあれど、年齢や性別、障がいの有無、異なる文化及び国籍などを問わず多様な価値観を尊重しあいながら、人と人がつながり、支えあい、まちづくりに関わることで、活気あふれる地域づくりを目指します。
しあわせのまち	物質的な豊かさだけではなく、精神的な満足感、安心感、人間関係の充実など、誰にでも居場所があり、地域全体が心地よく暮らすことができ、笑顔があふれ、それぞれの「しあわせ」を実感できるまちを目指します。

2　将来人口

全国的に人口減少が進む中、国立社会保障・人口問題研究所によれば本市も 2040 年には 63,000 人程度まで減少すると推計されています。これに対し、市外流出人口の抑制と市内に住み続けることができる受け皿を確保することを目的とした土地区画整理事業を実施しており、道路、公園などの都市基盤と居住環境の整備を図るとともに宅地の利用増進を目指しています。さらに、本計画に基づき子育てしやすく、住みやすいまちづくりを積極的に推進することで、2031 年時点で 68,000 人以上を目標とします。

3　土地利用構想

本市は名古屋市に隣接し、伊勢湾岸自動車道、名鉄名古屋本線などの広域交通幹線の要衝となる優れた立地環境にあります。また、桶狭間古戦場などの歴史的な史跡や、勅使池や二村山など水と緑の良好な自然環境にも恵まれています。

人口規模が縮小する時代において、「持続可能な都市」であり続けるため、良好な立地環境を活かして計画的かつ有効な土地利用を図ります。将来の土地利用を「居住ゾーン」「田園居住ゾーン」「産業ゾーン」「農地・緑地ゾーン」「防災・医療ゾーン」の5つに区分し、発展的かつ自然と共存し、防災機能が高く、安全で快適な都市を目指します。

4　市民幸福度

本計画の最終的な成果は、基本計画によって実施されるさまざまな取り組みによって生み出されますが、市民のしあわせを政策の成果として市民が実感できるよう、最上位の指標として「市民幸福度」を設定します。

本市に暮らす市民の幸福度を、10 点満点の主観的評価の平均として、2031 年度の平均幸福度（全体）**6.77点以上**を目標として定め、ウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に良好な状態）の向上を目指します。

▼【年代別の幸福度の回答比率と平均幸福度】※網掛けは各年代で最も回答比率が高い得点

とても不幸 ⟷ とても幸せ

年代	0点	1点	2点	3点	4点	5点	6点	7点	8点	9点	10点	合計（%）	平均幸福度
20代以下	0.6	0.3	0.8	1.7	4.8	19.9	12.6	25.2	16.8	6.7	9.5	100.0	6.75
30代	0.4	0.0	0.0	4.1	7.4	18.0	9.0	20.1	20.9	6.6	13.5	100.0	6.88
40代	0.0	1.2	2.4	2.8	3.6	21.8	9.1	22.2	19.8	5.6	10.3	100.0	6.68
50代	0.0	1.7	0.7	3.3	4.7	25.0	8.7	19.0	21.3	6.0	8.0	100.0	6.57
60代	0.0	0.4	1.8	0.7	4.0	23.4	12.5	17.2	22.7	6.2	9.2	100.0	6.76
70代以上	0.0	0.4	0.7	1.9	3.3	20.1	12.6	14.5	23.4	10.4	10.4	100.0	6.99
全体	0.2	0.6	1.1	2.4	4.6	21.5	10.8	19.9	20.6	6.9	10.1	100.0	6.77

出典：現状値調査（2025 年 5 月）

5　総合計画とSDGsの一体的な推進

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

SDGsは、「経済・社会・環境」という3つの側面から成り立っています。この三側面は、ウェディングケーキモデルと呼ばれ、三層構造の関係性となっています。「環境」がすべての活動の根底にあり、その基盤に社会経済活動が依存していることから、3つの側面の課題をバランスよく一体的に解決していくことが求められています。

さらに、共通の開発目標として、17のゴール・169のターゲットを定め、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

SDGsの17のゴールは、「貧困をなくそう」から「パートナーシップで目標を達成しよう」までであり、総合計画の目標であるめざすまちの姿とSDGsにおける推進の考え方は、ともに地域課題の解決に資することにつながり、大きく関係しています。そのため、めざすまちの姿実現に向けた各取り組みを整理し、一体的に推進することで持続的な発展につなげます。

SDGsウェディングケーキモデル

6 施策大綱

1. 分野(重点戦略)

まちづくりの視点・課題整理(総論 5参照)を踏まえ、将来都市像「未来へつなぐ みんなでつくる しあわせのまち とよあけ」を実現するため、4つの分野からまちづくりを推進します。4つの分野については、「第3期豊明市総合戦略」における重点戦略として位置づけ、総合計画と一体的に推進します。また、4つの分野を具体的に進めるための目標を10個設定しました。これを、めざすまちの姿として位置づけます。

1 育み・学び

こどもが安全で健やかに成長するために、こどもの視点に立った取り組みを進めるとともに、子育て世代が安心して子どもを産み育てることができるよう、切れ目のない支援体制を整えます。

また、すべての子どもがそれぞれの個性に応じて質の高い学びを受けられる教育環境を整えるとともに、子どもが地域の中で心地よく過ごせる居場所づくりに取り組みます。

めざすまちの姿 1	こどもが心豊かに育ち、子育て世代が住み続けられるまち (子育ち・子育て)
めざすまちの姿 2	多様性を尊重した学びの場が広がり、 子どもたちが一人残らず心満たされるまち (学び・体験)

2 支えあい

誰もが安心して医療を受けられるように、デジタル技術を使いながら環境を整えるとともに、介護サービスを必要な時期に、幅広い選択肢から満足して受けることができるような環境を整えます。

また、誰もが自分らしく安心して暮らし続けられるように、人と人とがつながり支えあう地域づくりを進めるとともに、支援が必要な人に適切な情報と支援を届けます。

さらに、誰もが心身ともに健康で充実した生活を送れるような取り組みを充実させるとともに、文化やスポーツ活動などを通じて生きがいを持ち、多世代が活躍できる機会をつくります。

めざすまちの姿 3	医療や介護の環境が整っており、 誰もが安心して暮らせるまち (医療・介護)
めざすまちの姿 4	人と人が寄り添い、つながりながら支えあうまち (寄り添い)
めざすまちの姿 5	誰もが健康で楽しく活動できるまち (生きがい・はつらつ)

3 住みやすさ

国籍や立場を超えて多様な主体があらゆる場面でお互いを尊重し、地域で積極的に活動できるような風土や環境をつくるとともに、防災・防犯意識を高めるための取り組みを進めます。

環境保全や気候変動対策など、地球規模の課題に取り組むとともに、ごみの適切処理や減量化を通じて生活環境の向上を図ります。また、誰もが気軽に外出し快適に移動できるように公共交通を充実させます。

公園緑地や道路など都市基盤を計画的に整備するとともに、人口密度に応じた住宅政策や空き家対策を進めます。また、河川やため池の管理を強化し、災害に強く安全なまちづくりを進めます。

めざすまちの姿　6	お互いを尊重し、それぞれの個性や強みを活かしてつながりあえる安全安心なまち（安全安心・地域づくり）
めざすまちの姿　7	気軽に外出でき、生活しやすいきれいなまち（住環境）
めざすまちの姿　8	いつまでも住み続けられる、安全で快適なまち（都市基盤）

4 賑わい

地域の歴史や文化財を保存・継承するとともに、地域資源を活用し、地域の魅力を磨き上げ、積極的に伝えていきます。

また、多くの人が市内で働きたいと思えるような職場環境づくりを支援するとともに、市内商工業が発展するための取り組みを進めます。

農業においては、地産地消を推進するとともに、農業者が安心して農産物を生産できる環境を整え、産業全体の活力が高まるように努めます。

めざすまちの姿　9	歴史や文化が受け継がれ、地元愛あふれ訪れたくなるまち（まちへの誇り）
めざすまちの姿　10	自分らしく働く場所があり、産業が盛んな活気あるまち（産業）

2. 市民や団体など、多様な主体との協働・共創

めざすまちの姿実現に向けて、行政だけではなく多様な主体がそれぞれの分野で役割を担う必要があります。ともに手を取り、相互に補完し、協力しながらまちづくりを進めるものとします。

3. まちづくりを支える行財政運営

基本構想の推進にあたっては、以下の6つの視点（行政推進項目）から、将来都市像「未来へつなぐ　みんなでつくる　しあわせのまち　とよあけ」の実現に向けて、全庁的に取り組みます。6つの視点については、基本的方向性を「第7次豊明市行政改革大綱」として位置づけ、総合計画と行政改革の連動性を高め、一体的な運用を行うことで必要な改革を推進するものとします。

行政推進項目1	市民サービスを向上する
行政推進項目2	情報収集と発信を積極的に行う
行政推進項目3	効果的・効率的な行政運営を行う
行政推進項目4	健全な財政運営を行う
行政推進項目5	働きやすい環境づくりと人材育成を推進する
行政推進項目6	公正な行政運営を保つ

4. 進行管理

計画期間中の各施策の進捗状況や課題など、定期的に市民と行政の双方で確認し、評価・検証するなど、市民参画型の進行管理を行います。特に、未来を担う子どもたちの意見を積極的に取り入れ、事業の改善につなげます。

	2026	2027	2028	2029	2030	2031
第6次豊明市総合計画						
第3期豊明市総合戦略	一体的に推進					
第7次豊明市行政改革大綱						
行政評価	○	○	○	○	○	○

第3編　基本計画

1 将来人口

本市の人口は、1958 年から 1980 年にかけて急激に増加し、その後は緩やかな増加傾向を示していましたが、2020 年の 69,295 人をピークに減少へと転じました。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、全国的な人口減少の流れと同様に、本市の人口も、2040 年には約 63,000 人まで減少すると見込まれています。

一方で、外国人人口は増加傾向にあり、2016 年の 2,620 人から 2024 年には 3,995 人となり、外国人人口割合は 5.9%に達しているなどの特徴もあります。

また、本市では、特に子育て世代の市外への人口流出を抑制し、市内に継続して住み続けることができる環境の整備を図るため、土地区画整理事業を推進しています。当該事業では、道路や公園などの都市基盤の整備と良好な居住環境の創出を図ることで、子育て世代が住み続けたくなるまちを目指しています。

これらの取り組みにより、2031 年時点で 68,000 人以上を目標とします。

将来人口の推移

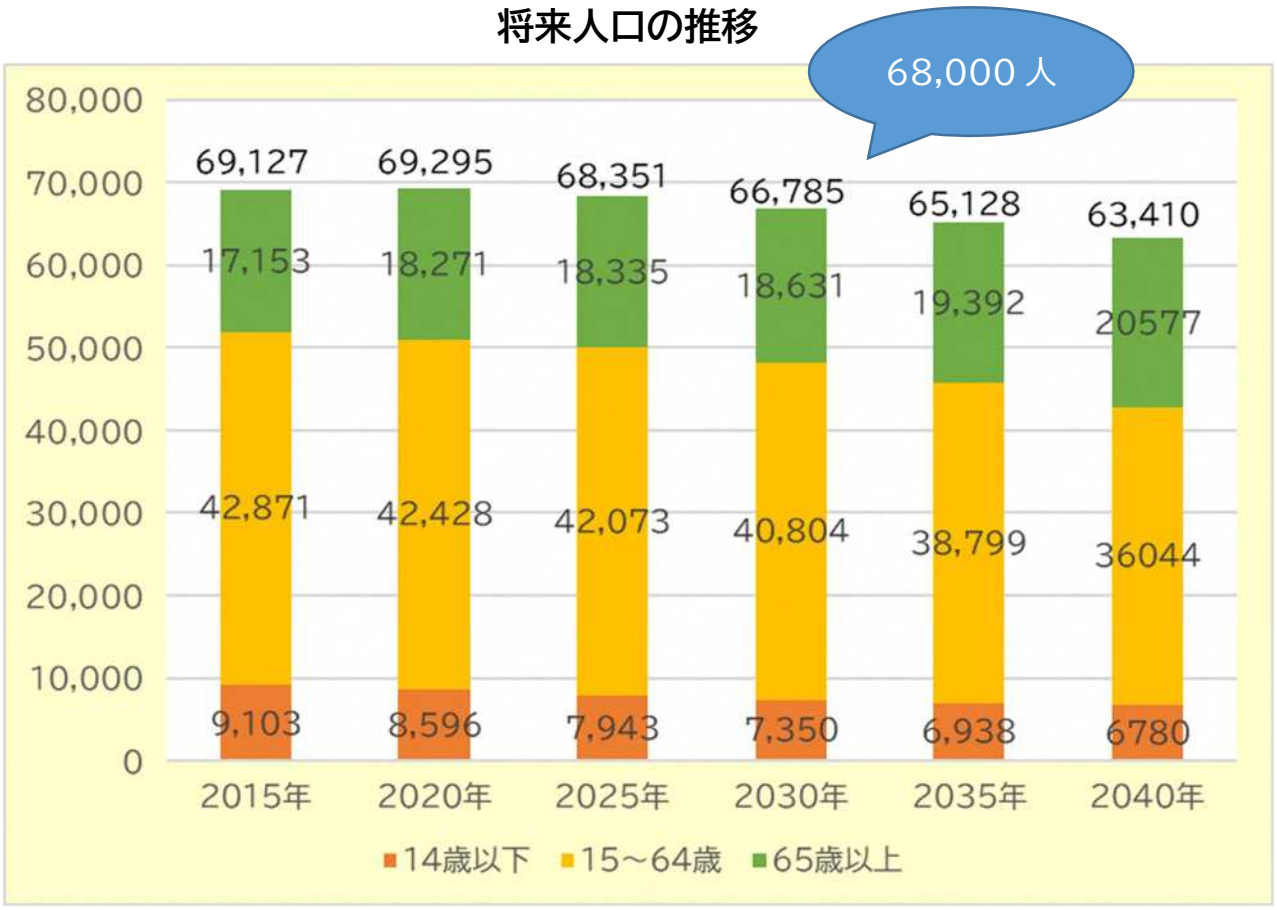

出典：国立社会保障・人口問題研究所

▸2015 年、2020年は実績値です。

▸年齢3区分別の人口は、推計値のため四捨五入の関係で合計と一致しない場合があります。

2 土地利用計画

土地利用構想の考え方をもとに、ゾーン別土地利用の基本的な方向性を示します。

1 居住ゾーン

現在の市街化区域について、各々の地域特性を踏まえつつ、道路、公園などの都市施設の整備、改善を図るとともに、市民の日常生活を支える店舗や病院などの適正な立地を誘導し、快適な居住環境の創出を図ります。

また、既存の市街化区域との隣接箇所やまちづくり拠点周辺の市街化調整区域について、農地の保全とのバランスを考慮しつつ地権者の合意形成や面的な整備の確実性など諸条件を踏まえ、新たな住居系市街地の形成を検討します。

2 田園居住ゾーン

市街化調整区域に広がる既存集落について、現在の土地利用状況を基本としながら周辺の自然環境と調和した、ゆとりある居住環境の整備を図ります。

3 産業ゾーン

国道1号線周辺で既存の工場などが立地する区域について、周辺の自然環境や隣接する住宅地の居住環境との調和に配慮しつつ、現在の土地利用や機能の維持・強化を図ります。

また、伊勢湾岸自動車道豊明インター周辺や幹線道路の周辺について、広域的な交通利便性を活かした工場、物流施設、研究開発施設などの立地を誘導し、産業振興や新たな産業の創造、雇用の場の創出を図ります。

4 農地・緑地ゾーン

市域の北部や南部に広がる優良農地や緑地、湿地について、良好な都市環境の形成や防災上の役割なども考慮しつつ、農業環境や自然環境の保全を図ります。

5 防災・医療ゾーン

藤田医科大学病院周辺について、災害発生時の拠点機能および日常における地域医療体制の充実を担う区域として、安全で安心なまちづくりの推進を図ります。

6 まちづくり拠点

交通結節点や医療福祉、公共施設などの都市機能を有する鉄道駅や市役所、藤田医科大学病院について、既存の資源を有効活用しつつ新たな都市機能の集積を図ることで、交流・にぎわいの創出や市民の生活利便性の向上を図ります。

N
藤田医科大学病院
中京競馬場前駅
前後駅
豊明市役所
豊明駅
豊明IC
（都）大根若王子線
（都）名古屋岡崎線
（都）桜ケ丘沓掛線
（都）瀬戸大府東海線
（都）平手豊明線
（都）豊明停車場線
（都）国道1号東線
（都）豊田大久伝線
（都）大脇緑線
伊勢湾岸自動車道
（都）名四国道・名豊線
阿野川
境川
0
500
1000
2000m
凡　例
居住ゾーン
田園居住ゾーン
産業ゾーン
防災・医療ゾーン
農地・緑地ゾーン
まちづくり拠点
幹線軸
広域交通軸
鉄道
市境

3 施策体系図

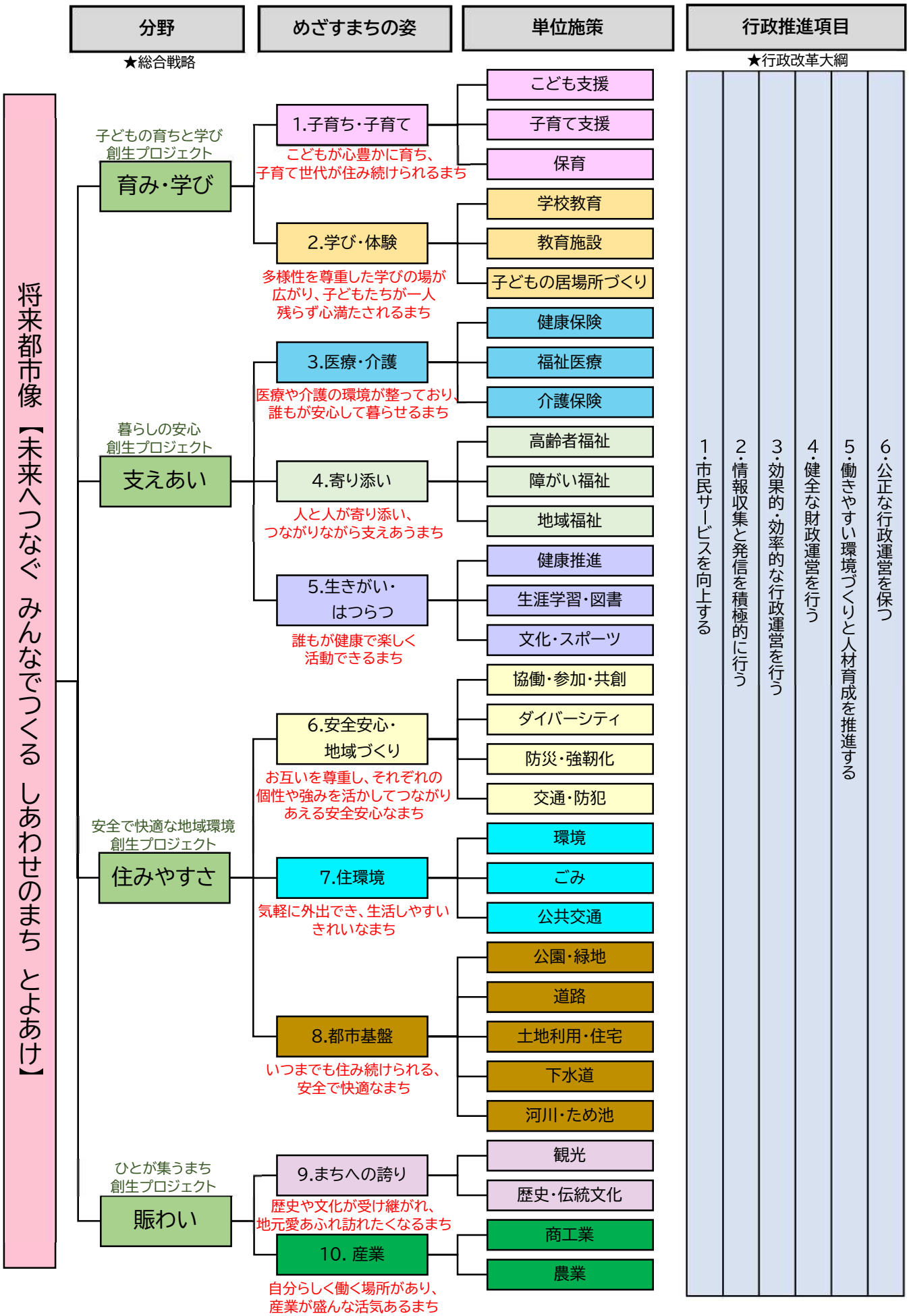
分野
★総合戦略
めざすまちの姿
単位施策
行政推進項目
★行政改革大綱
将来都市像【未来へつなぐ みんなでつくる しあわせのまち とよあけ】
子どもの育ちと学び創生プロジェクト
育み・学び
1.子育ち・子育て
こどもが心豊かに育ち、子育て世代が住み続けられるまち
こども支援
子育て支援
保育
2.学び・体験
多様性を尊重した学びの場が広がり、子どもたちが一人残らず心満たされるまち
学校教育
教育施設
子どもの居場所づくり
暮らしの安心創生プロジェクト
支えあい
3.医療・介護
医療や介護の環境が整っており、誰もが安心して暮らせるまち
健康保険
福祉医療
介護保険
4.寄り添い
人と人が寄り添い、つながりながら支えあうまち
高齢者福祉
障がい福祉
地域福祉
5.生きがい・はつらつ
誰もが健康で楽しく活動できるまち
健康推進
生涯学習・図書
文化・スポーツ
安全で快適な地域環境創生プロジェクト
住みやすさ
6.安全安心・地域づくり
お互いを尊重し、それぞれの個性や強みを活かしてつながりあえる安全安心なまち
協働・参加・共創
ダイバーシティ
防災・強靭化
交通・防犯
7.住環境
気軽に外出でき、生活しやすいきれいなまち
環境
ごみ
公共交通
8.都市基盤
いつまでも住み続けられる、安全で快適なまち
公園・緑地
道路
土地利用・住宅
下水道
河川・ため池
ひとが集うまち創生プロジェクト
賑わい
9.まちへの誇り
歴史や文化が受け継がれ、地元愛あふれ訪れたくなるまち
観光
歴史・伝統文化
10. 産業
自分らしく働く場所があり、産業が盛んな活気あるまち
商工業
農業
1.市民サービスを向上する
2.情報収集と発信を積極的に行う
3.効果的・効率的な行政運営を行う
4.健全な財政運営を行う
5.働きやすい環境づくりと人材育成を推進する
6.公正な行政運営を保つ

4 総合戦略（重点戦略）

本計画策定にあたり実施した市民意識調査では、「ずっと住み続けたい人」と「しばらくは住み続けたい人」の割合があわせて80.0%と高くなっています。一方で、年代別で見ると16－19歳が67.1%、20代が68.4%と若者の割合が低くなっています。

また、「豊明市に愛着を感じている人」の割合は45.5%となっている一方で、「誇りを感じている人」の割合は24.7%、「オススメしたい人」の割合は28.5%と低くなっており、各種インタビューにおいても外から人を呼び込めるほどの魅力が少ないと感じている市民が多いことも課題となっています。

さらに、子育て世代の人口流出が続いていることや、近隣市町と比較すると高齢化率が高く、人口減少が早く進むことが考えられます。人口減少や少子化に対応するため、豊明市が居住地として選ばれ、住み続けたくなるようなまちづくりに取り組むことが求められます。

そこで、本計画で掲げる将来都市像「未来へつなぐ　みんなでつくる　しあわせのまち　とよあけ」を実現するとともに、誰もが安心して住み続けられ若者・女性にも選ばれるまちづくりを進めるため、総合戦略を本計画の重点戦略として位置づけます。

総合戦略は「5　めざすまちの姿ごとの計画」と一体的に施策の推進を図り、効果的で効率的な成果を得るとともに、重要業績評価指標（KPI）の設定・進捗管理により、継続的に戦略の改善を行います。

加えて、基本構想の施策大綱で整理した4つの分野と整合を図る形で戦略【プロジェクト】を設定したうえで、当該分野内での単位施策を中心に施策を構成しますが、分野や庁内の部署などに捉われることなく、横断的で総合的な取り組みの展開を図ります。

戦略１　子どもの育ちと学び創生プロジェクト	
施策	1：子どもが自分らしく過ごせる居場所をつくる 2：子どもを安心して産み育てられるまちをつくる 3：地域全体で子どもの主体性を育む環境を整える
戦略２　暮らしの安心創生プロジェクト	
施策	1：誰もが安心して、ふつうに暮らせるまちをつくる 2：市民が互いに支えあい、楽しく元気に活動できるまちをつくる
戦略３　安全で快適な地域環境創生プロジェクト	
施策	1：生活に不自由なく便利なまちをつくる 2：快適な居住環境と自然・公園が調和するまちをつくる 3：多様な人が関わる機会を充実させ、地域でのつながりをつくる
戦略４　ひとが集うまち創生プロジェクト	
施策	1：地域資源を活かしたまちづくりを進め、誇り・愛着を形成する 2：働きやすい環境を整備し、働く場所として選ばれるまちをつくる

戦略1　子どもの育ちと学び創生プロジェクト

子どもの育ちと学び創生プロジェクトでは、子どもが自分自身を肯定し、自分らしく過ごすための環境づくりに取り組みます。また、子育てをする人が安心して子どもを産み育てられるまちをつくり、地域ぐるみで子どもを支え、見守るといった子どもの周辺環境を整えるための取り組みを推進します。

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値 2024 年度	目標値 2031 年度
こどもが心豊かに育ち、子育て世代が住み続けられるまちだと思う市民の割合	73.3%	78.8%
多様性を尊重した学びの場が広がり、子どもたちが一人残らず心満たされるまちだと思う市民の割合	45.1%	57.3%
自分のことが好きな子どもの割合	74.4%	80.8%
0～14歳の子どもの数	8,250 人	8,064 人

施策1：子どもが自分らしく過ごせる居場所をつくる

概要

子どもが自分自身を好きになり、自分らしく過ごせるように、居場所づくりや不登校支援に取り組みます。

また、子どもの視点に立ち、一人ひとりの子どもが個人として尊重される地域社会づくりに向けて、子どもの権利条例の制定を進めるとともに、理解促進に努めます。

併せて、子どもが安心して遊べるようにするとともに、家族や友達と遊びに行きたくなる魅力的な公園の再整備を目指します。

施策2：子どもを安心して産み育てられるまちをつくる

概要

多様な保育ニーズに対応するため、保育環境の充実を図ります。

また、豊明市で子育てがしたい、あるいは子育てがしやすいまちと感じられるよう、妊娠から出産後まで切れ目のないサポートを提供し、ひとり親家庭や外国にルーツを持つ人々も、気軽に子育て相談などができる体制を整えます。

施策3：地域全体で子どもの主体性を育む環境を整える

概要

子ども自身や保護者などのみならず、地域全体で子どもの個々の問題に向き合い、解決に向け、少しでも前向きに進めるため、スクールソーシャルワーカーや NPO などの多様な主体と連携し、子どもを支える環境づくりに努めます。

また、児童の登下校の見守りや地域の祭り・イベントに子どもが関わることなどを通じて、子どもの地域への愛着を醸成するとともに、子どもが主体的に活動できるよう支援します。

併せて、質の高い学びに参加できるよう、教育内容や教育環境の変化に対応した ICT 環境の充実を図ります。

戦略2　暮らしの安心創生プロジェクト

暮らしの安心創生プロジェクトでは、誰もが「ふつうに暮らせるしあわせ」を実感できるまちづくりをより一層進めるとともに、市民一人ひとりが生きがいを持ち、支えあいながら、元気で楽しく過ごすための取り組みを行います。

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値 2024 年度	目標値 2031年度
医療や介護の環境が整っており、誰もが安心して暮らせるまちだと思う市民の割合	73.2%	79.6%
人と人が寄り添い、つながりながら支えあうまちだと思う市民の割合	52.7%	58.3%
誰もが健康で楽しく活動できるまちだと思う市民の割合	61.7%	66.3%

施策1：誰もが安心して、ふつうに暮らせるまちをつくる

概要
誰もが「ふつうに暮らせるしあわせ」を実感し、日常生活を営むことができる地域共生社会を築くため、医療や介護の枠を超えて、市民、大学、企業など、地域のさまざまな主体が関わり、市民一人ひとりの暮らしに寄り添うことで、重層的支援体制のさらなる充実を図ります。

施策2：市民が互いに支えあい、楽しく元気に活動できるまちをつくる

概要
市民同士が互いに気にかけあいながら、支えあう地域社会をつくるため、「おたがいさまセンターちゃっと」をはじめ、市民同士が無理のない範囲で生活の困りごとを解決しあえる環境づくりに努めます。 また、一人ひとりが生きがいを持ち、元気に活動できるまちをつくるため、共生交流プラザ「カラット」などで市民大学「ひまわり」をはじめ、スポーツや文化活動、趣味の活動に楽しく取り組む環境を整えます。

戦略3　安全で快適な地域環境創生プロジェクト

安全で快適な地域環境創生プロジェクトでは、便利で快適なまちづくりを自然環境と調和しながら進めるとともに、多様な人が関わる機会を充実させ、地域のつながりを育むための取り組みを進めます。

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値 2024 年度	目標値 2031年度
お互いを尊重し、それぞれの個性や強みを活かしてつながりあえる安全安心なまちだと思う市民の割合	58.0%	64.8%
気軽に外出でき、生活しやすいきれいなまちだと思う市民の割合	78.9%	83.8%
いつまでも住み続けられる、安全で快適なまちだと思う市民の割合	75.2%	81.0%
転入超過数（転入者数－転出者数）	－212人	1,800 人 （累計）

施策1：生活に不自由なく便利なまちをつくる

概要

生活の利便性が高く、不自由なく過ごせるまちをつくるため、ひまわりバスやデマンド型交通「チョイソコとよあけ」事業などを通じて、気軽に外出でき、買い物や通院に困らない環境をつくります。

また、充実した道路環境や市外へのアクセスのしやすさなど、豊明市の強みを活かして、お出かけしやすいまちとしてアピールします。

施策2：快適な居住環境と自然・公園が調和するまちをつくる

概要

若年世代や子育て世代に豊明市を新たな居住地として選んでもらうため、居住誘導区域の整備を促進し、名古屋市に隣接し、国道1号・23号、伊勢湾岸自動車道が横断し、名古屋岡崎線が整備される立地特性を活かし、快適な居住環境を整えるとともに、移住・定住に関する取り組みを進めます。

また、花いっぱい運動やフラワーボランティア活動、アダプトプログラムなどの活動を通じて、豊かな自然環境や公園に親しむための取り組みを推進します。

施策3：多様な人が関わる機会を充実させ、地域でのつながりをつくる

概要

便利で安全、快適なまちをつくるためには、豊明市に関わる多様な人や主体がつながり、連携・協働する場面が多く生まれることが重要です。そのため、地域活動や防災・防犯活動、多文化共生などの取り組みを通じて、人と人とがつながる機会を創出するとともに、協働の基盤づくりを進めます。

戦略4　ひとが集うまち創生プロジェクト

ひとが集うまち創生プロジェクトでは、地域への誇りや愛着を育むための取り組み、市内外から人が集う魅力を磨き上げるとともに、市内で働きたくなる、働く場所として選ばれるためのまちづくりに取り組みます。

重点業績評価指標（KPI）

指標名	現状値 2024 年度	目標値 2031年度
歴史や文化が受け継がれ、地元愛あふれ訪れたくなるまちだと思う市民の割合	46.2%	52.8%
自分らしく働く場所があり、産業が盛んな活気あるまちだと思う市民の割合	29.2%	37.8%

施策1：地域資源を活かしたまちづくりを進め、誇り・愛着を形成する

概要

地域への誇りや愛着を育み、豊明市に関わる全ての人が豊明市のことをオススメしたくなるように、古戦場まつりや地域の祭り、イベントなどを通じて、子どもから大人まで多世代が地域に関わる機会を提供します。また、花マルシェなどを実施し、地元の農産物や特産品に触れ、身近に感じることができるような機会を創出します。

市内で余暇を過ごしたくなり、市内外から人が集う魅力的なまちを実現するため、都市拠点・地域拠点のブランディングを推進し、それぞれの特色や強みを磨き上げ、発信することで、訪れる人々に新たな楽しみや発見を提供します。

施策2：働きやすい環境を整備し、働く場所として選ばれるまちをつくる

概要

市民のみでなく市外の人からも働く場所として選ばれるまちを目指し、企業立地支援や社宅整備支援など、働く場所の整備を進めるとともに、雇用を支えるため、市内企業の持続的な経営支援を行い、起業・創業支援に取り組みます。

また、ユニバーサル就労の推進、子連れ出勤の推進など、時代に合った多様な働き方を支える仕組みを充実させるとともに、子どもが豊明市の産業に触れ、将来豊明市で働きたいと思ってもらえるような環境づくりを進めます。

5 めざすまちの姿ごとの計画

基本計画の見方を以下に記載します。

関連するSDGsのゴール

めざすまちの姿と関連するSDGsのゴールを記載しています。

まちづくり指標

まちづくりの達成状況を測るための指標です。

めざそう値

計画最終年度（2031年度）にめざす目標値です。

めざすまちの姿1

こどもが心豊かに育ち、子育て世代が住み続けられるまち

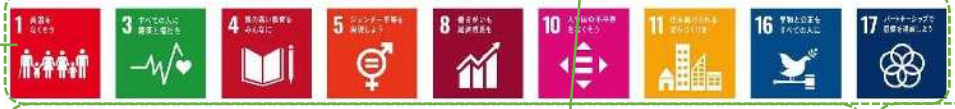

まちづくり指標

指標名	現状値（2024年度）	めざそう値（2031年度）
子育てしやすいまちだと思う市民の割合	69.7%	74.6%
子育て支援・補助が充実していると思う市民の割合	54.2%	61.6%

施策の背景

単位施策	現状	課題
1－1 こども支援	「こどもまんなか社会」の実現に向け、すべての子どもが健やかに成長できるようまち全体で家庭を支える取り組みを推進しています。	子どもの視点に立ち、全ての子どもが個人として尊重されるよう、社会全体で子どもの権利に関する理解の促進を図る必要があります。
	生まれた地域や生育環境によって学習機会などに差が生まれないよう子どもの学習支援や居場所づくりを進めています。	子どもの成長段階に応じた多様な学習・体験活動の場や、地域活動へ参加する機会など子どもの学びや育ちを支えることが求められています。
	家庭を取り巻く環境は複雑化・多様ため、重層支援センターなど関係機体制を整備しています。	障がい、貧困、虐待、ヤングケアラー、外国にルーツを持つこどもなど、課題の早期発見に努めるとともにこども及び子育て家庭が孤立することのないように支援体制の整備や連携の強化が求められています。
	働き方や価値観の変化などから子育立化や負担感が大きくなっていま	子どもや子育て家庭への支援がより効果的かつ持続可能なものになるよう、地域協働による包括的な支援体制の充実を図る必要があります。
1－2 子育て支援	こども家庭センターを設置し、全ての子ども及び家庭に対し児童福祉と母子保健の効果的で切れ目のない一体的な支援を実施しています。	子育てへの不安や孤立感を抱くことがないように各種健診や相談、必要な情報提供や産前産後のサポートを一体的に実施する必要があります。
	子育てに係る費用の負担を軽減するため、各種手当などの支給や医療費などの助成を行っています。	経済的支援を充実させ家庭などにおける生活の安定に寄与することで、子育てしやすい環境づくりを推進する必要があります。
1－3 保育	保護者の就労形態などの多様化により保育園申込率が増加しており、利用者の希望どおりに入所できない場合があります。	出生数は減少傾向にあるものの、特に低年齢における保育ニーズが増加し、量的拡大を図る必要があります。
	障がいや貧困、外国にルーツを持つ子どもなど多様な背景を持つ子どもが増加しています。	子ども及び保護者に対して、子どもの学びや育ちを支えるための支援が求められています。
	保育士資格取得のための補助や潜在保育士の復職支援を行っています。	人材を確保するとともに保育の質の向上が求められています。
	公立保育所は最も新しい施設でも築40年程度経過しており、優先順位をつけて改修を実施してきたものの全体的に老朽化しています。	安全安心な保育環境を整備する必要があります。

施策の背景

単位施策ごとに、これまでの取り組みの現状と課題を整理しています。

単位施策

めざすまちの姿の実現に向けて取り組むための具体的な項目です。

施策の基本方針

単位施策を展開するための方向性を記載しています。

成果指標

単位施策の進捗状況を測るために設定した指標です。

施策の基本方針

単位施策	施策の基本方針	成果指標
1－1 こども支援	子どもの権利を尊重するとともに、社会全体への啓発により意識の醸成や理解の促進を図ります。	「子どもの権利」が十分に尊重されていると思う市民の割合
	より良い育ちのための教育や活動の充実を図り、遊びや体験活動を通して、子どもの視点に立った居場所づくりを推進します。	
	多様なこどもへの支援を充実するため、多機関が連携して支援できる体制を整えます。	
1－2 子育て支援	切れ目のない支援を充実するため、こども家庭センターを中心とした支援体制を構築します。	子育ての悩みなど、相談する場を知っている市民の割合
	子育てに係る費用の負担を軽減するため、経済的支援を継続的に行います。	
	就労への支援、子どもの学習支援、相談機会の充実など、ひとり親家庭などへの支援を充実します。	
	地域で活躍する人材や団体などを支援するとともに、関係機関や地域などとのネットワークを強化し、地域における子育て支援に取り組みます。	
1－3 保育	未満児保育の実施園の拡大に取り組むとともに、仕事と子育ての調和をサポートするため、保護者の多様な保育ニーズに応じた保育の充実を図ります。	待機児童数（潜在的待機児童数を含む）
	人材の確保及び保育士の専門性を高めるため、保育士等資格取得などの支援や保育士研修に努めます。	
	全ての子どもが豊かに育つ場を確保するため、関係機関と連携し、子どもの育ちや学びの機会、通訳や加配保育士の配置など支援体制の充実を図ります。	
	安全面を最優先した維持・保全を図るとともに、適切な保守及び定期的な改修などにより施設環境を整備します。また、医療的ケア児の受入れなど、多様な保育ニーズに対応可能な施設整備に努めます。	

市民・地域・団体・事業所等の役割

一人ひとりが子どもの権利を理解し、尊重することで、子どもと子育て家庭に温かい地域づくりの気運を醸成することができます。地域ぐるみで大人や子どもが交流できる機会や場を増やし、安心して子育てができる環境を整えることができます。

企業においても、職場などにおける仕事と育児の両立のための支援や育児休暇の取得を促進することができます。

民間保育所などでは、民間のノウハウを活用し、市全体の保育サービスを充実することができます。

関連する個別計画

〇子ども・子育て支援事業計画

関連する個別計画

めざすまちの姿に関連する本市の個別計画などを記載しています。

市民･地域･団体･事業所等の役割

めざすまちの姿実現に向けて、各主体が担うことができる役割を記載しています。

めざすまちの姿1

こどもが心豊かに育ち、子育て世代が住み続けられるまち

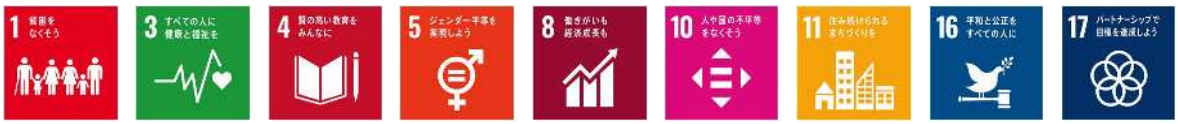

まちづくり指標

指標名	現状値（2024 年度）	めざそう値（2031 年度）
子育てしやすいまちだと思う市民の割合	69.7%	74.6%
子育て支援・補助が充実していると思う市民の割合	54.2%	61.6%

施策の背景

単位施策	現状	課題
1－1 こども支援	「こどもまんなか社会」の実現に向け、すべての子どもが健やかに成長できるようまち全体で家庭を支える取り組みを推進しています。	子どもの視点に立ち、全ての子どもが個人として尊重されるよう、社会全体で子どもの権利に関する理解の促進を図る必要があります。
	生まれた地域や生育環境によって学習機会などに差が生まれないよう子どもの学習支援や居場所づくりを進めています。	子どもの成長段階に応じた多様な学習・体験活動の場や、地域活動へ参加する機会など子どもの学びや育ちを支えることが求められています。
	こども及び家庭を取り巻く環境は複雑化・多様化しているため、重層支援センターなど関係機関との支援体制を整備しています。	障がい、貧困、虐待、ヤングケアラー、外国にルーツを持つこどもなど、課題の早期発見に努めるとともにこども及び子育て家庭が孤立することのないように支援体制の整備や連携の強化が求められています。
1－2 子育て支援	核家族化、働き方や価値観の変化などから子育て家庭の孤立化や負担感が大きくなっています。	子どもや子育て家庭への支援がより効果的かつ持続可能なものになるよう、地域協働による包括的な支援体制の充実を図る必要があります。
	こども家庭センターを設置し、全ての子ども及び家庭に対し児童福祉と母子保健の効果的で切れ目のない一体的な支援を実施しています。	子育てへの不安や孤立感を抱くことがないように各種健診や相談、必要な情報提供や産前産後のサポートを一体的に実施する必要があります。
	子育てに係る費用の負担を軽減するため、各種手当などの支給や医療費などの助成を行っています。	経済的支援を充実させ家庭などにおける生活の安定に寄与することで、子育てしやすい環境づくりを推進する必要があります。
1－3 保育	保護者の就労形態などの多様化により保育園申込率が増加しており、利用者の希望どおりに入所できない場合があります。	出生数は減少傾向にあるものの、特に低年齢における保育ニーズが増加し、量的拡大を図る必要があります。
	障がいや貧困、外国にルーツを持つ子どもなど多様な背景を持つ子どもが増加しています。	子ども及び保護者に対して、子どもの学びや育ちを支えるための支援が求められています。
	保育士資格取得のための補助や潜在保育士の復職支援を行っています。	人材を確保するとともに保育の質の向上が求められています。
	公立保育所は最も新しい施設でも築 40 年程度経過しており、優先順位をつけて改修を実施してきたものの全体的に老朽化しています。	安全安心な保育環境を整備する必要があります。

施策の基本方針

単位施策	施策の基本方針	成果指標
１－１ こども支援	子どもの権利を尊重するとともに、社会全体への啓発により意識の醸成や理解の促進を図ります。	「子どもの権利」が十分に尊重されていると思う市民の割合
	より良い育ちのための教育や活動の充実を図り、遊びや体験活動を通して、子どもの視点に立った居場所づくりを推進します。	
	多様なこどもへの支援を充実するため、多機関が連携して支援できる体制を整えます。	
１－２ 子育て支援	切れ目のない支援を充実するため、こども家庭センターを中心とした支援体制を構築します。	子育ての悩みなど、相談する場を知っている市民の割合
	子育てに係る費用の負担を軽減するため、経済的支援を継続的に行います。	
	就労への支援、子どもの学習支援、相談機会の充実など、ひとり親家庭などへの支援を充実します。	
	地域で活躍する人材や団体などを支援するとともに、関係機関や地域などとのネットワークを強化し、地域における子育て支援に取り組みます。	
１－３ 保育	未満児保育の実施園の拡大に取り組むとともに、仕事と子育ての調和をサポートするため、保護者の多様な保育ニーズに応じた保育の充実を図ります。	待機児童数（潜在的待機児童数を含む）
	人材の確保及び保育士の専門性を高めるため、保育士等資格取得などの支援や保育士研修に努めます。	
	全ての子どもが豊かに育つ場を確保するため、関係機関と連携し、子どもの育ちや学びの機会、通訳や加配保育士の配置など支援体制の充実を図ります。	
	安全面を最優先した維持・保全を図るとともに、適切な保守及び定期的な改修などにより施設環境を整備します。また、医療的ケア児の受入れなど、多様な保育ニーズに対応可能な施設整備に努めます。	

市民・地域・団体・事業所等の役割

一人ひとりが子どもの権利を理解し、尊重することで、子どもと子育て家庭に温かい地域づくりの気運を醸成することができます。地域ぐるみで大人や子どもが交流できる機会や場を増やし、安心して子育てができる環境を整えることができます。

企業においても、職場などにおける仕事と育児の両立のための支援や育児休暇の取得を促進することができます。

民間保育所などでは、民間のノウハウを活用し、市全体の保育サービスを充実することができます。

関連する個別計画

〇子ども・子育て支援事業計画

めざすまちの姿２

多様性を尊重した学びの場が広がり、子どもたちが一人残らず心満たされるまち

まちづくり指標

指標名	現状値（2024 年度）	めざそう値（2031 年度）
自分の良いところを知っている子どもの割合	82.3%	86.7%
積極的に自分の好きなことを見つけて取り組んでいる子どもの割合	89.2%	91.9%
教室や体育館は使いやすく居心地が良いと思う子どもの割合	85.4%	89.1%

施策の背景

単位施策	現状	課題
２－１ 学校教育	障がいや不登校、日本語能力が十分でない、経済的な困窮など子どもが抱える困難が多様化、複雑化しているなか、学力の育成、キャリア教育の充実など生きるための学力を育成しています。	個別最適な学びの機会を確保するため、多様な教育ニーズへの対応と、新しい時代に求められる資質、能力を育む取り組みが求められています。
	教師の在校時間の短縮など学校における働き方改革とそれに資するためのＩＣＴ環境の整備を実施しています。	教育現場においてもデジタル技術やデータを活用して、教育手法や教職員の業務などを改革していくことが求められています。
	児童生徒への就学援助などを通じて、家庭の経済状況に左右されることなく、すべての子どもが等しく学ぶ機会を確保しています。	経済的な困窮により、子どもが教育を受ける機会を制限されないようにする必要があります。
	児童生徒に対し安全安心でおいしい給食を提供しています。	子どもたちの健全な育成と食育の推進を図る必要があります。
２－２ 教育施設	学習者用端末を最大限活用するためプロジェクター型電子黒板の設置など児童生徒の学習環境の整備を進めています。	教育内容・教育方法などの変化などに対応して、多様な学習内容・学習形態やＩＣＴを日常的に活用できる高機能かつ多機能な学習環境を確保する必要があります。
	学校施設は建築から概ね５０年程度経過しており老朽化が進んでいます。	児童生徒の学習及び生活の場として、また、教職員の働く場として、良好な環境条件を確保するとともに、障がいのある児童生徒にも配慮し、安全性を備えた安心感のある施設環境を整備する必要があります。
	給食調理に支障のないよう維持管理を行い、施設運営をしています。	安全安心な給食を調理及び提供するため、適切な維持管理が必要です。
２－３ 子どもの居場所づくり	保護者の就労や疾病などの理由により継続的に保護者の保護を受けることができない児童に、遊びの場や生活の場を提供するため放課後児童クラブや放課後子ども教室を実施しています。	すべての子どもが放課後を安全安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充が求められています。
	不登校の児童生徒数が増加しています。	多様な学びの場、学校だけではない居場所の確保が求められています。
	地域ぐるみで豊かな人間性を育むことができる環境づくりを促進しています。	地域で子どもを見守る気運を醸成するとともに、子どもが多様な体験やさまざまな人と交流する機会を提供し安らぎや自己肯定感を持てる環境づくりが必要です。

施策の基本方針

単位施策	施策の基本方針	成果指標
２－１ 学校教育	誰一人取り残されない学びの保障を実現していくため、支援を必要とする児童生徒が学びにつながることができるよう適切な対応を行います。	学ぶことが楽しいと思う子どもの割合
	協同の学びを推進し、「主体的・対話的で深い学び」に向けた学習課程の質的改善を図ります。	
	学校における働き方改革を推進するとともに、ＩＣＴの活用、支援員との連携体制の構築を通じて、教師が教師としての役割に専念できる体制を構築します。	前よりも勉強や運動ができるようになったと思う子どもの割合
	教育を受ける機会を確保するために、経済的な支援を必要としている保護者へ支援を行います。	
	安全安心でおいしく、栄養バランスの取れた給食を提供するとともに、アレルギー対応にも配慮し、子どもの心身の成長を支えます。	給食の時間が楽しいと思う子どもの割合
	子どもたちの食に対する知識や文化について学びを深め、地域の産物や歴史など食文化への理解を深めます。	
２－２ 教育施設	質の高い学びに子どもたちが参加できるように、学習効果を高めるためのＩＣＴ環境の充実を進めます。	教育環境が整っていると思う市民/保護者の割合
	すべての子どもたちにとって居心地が良く、集中して学習できる学校生活を送れるように、学習能率が向上する快適な教育環境やバリアフリーに配慮した環境を整備します。	安心して子どもが給食を食べることができると思う保護者の割合
	継続的に安全安心な学校環境の確保や学校給食の提供のため、適切かつ効率的な施設設備の維持管理を行います。	
２－３ 子どもの 居場所づくり	こどもまんなかの居場所づくりを実現するため、放課後の児童生徒の安全安心な居場所づくりを推進します。	自分が安心して過ごせる居場所がある子どもの割合
	多様なニーズに対応し、誰一人取り残されない学びや居場所を確保します。	
	学校、家庭、地域の連携をさらに深め、児童生徒の健全な育成や安全安心の確保に努めるとともに、子どもが地域行事へ参加できる取り組みを推進します。	祭りや子ども会など、地域の活動に参加している子どもの割合

市民・地域・団体・事業所等の役割

家庭・地域が連携して学校生活の支援や地域での見守り、安心して学ぶことができる環境をつくることができます。
地域や事業所においては、子ども・親子向けの講座や講師を担うことができます。

関連する個別計画

〇学校施設の長寿命化計画

めざすまちの姿３

医療や介護の環境が整っており、誰もが安心して暮らせるまち

まちづくり指標

指標名	現状値（2024 年度）	めざそう値（2031 年度）
安心して医療機関を受診できる環境が整っていると思う市民の割合	81.2%	84.2%
介護が必要になったときに活用できるサービスを知っている市民の割合	44.5%	58.0%

施策の背景

単位施策	現状	課題
３－１ 健康保険	高齢化や医療の高度化などにより医療費は増大しており、ジェネリック医薬品の利用促進や適正受診・適正服薬を促すことで医療費の適正化に取り組んでいます。	誰もが安心して医療を受けられるように制度や手続きを分かりやすく周知する必要があります。
	保健事業による健康の保持増進を行っています。	生活習慣病を含め一人ひとりが健康状態への関心を高める取り組みが必要です。
３－２ 福祉医療	子どもや障がい者、ひとり親家庭、寝たきりの高齢者などに対し、保険診療分にかかる医療費の助成を行っています。	制度を知らないことで助成を受けられないことがないように制度や手続きについて周知する必要があります。
	年々受給者数が増えていることに伴い、医療費助成額が増加しています。	受給者へ適正受診の働きかけをさらに行っていく必要があります。
３－３ 介護保険	高齢化に伴い介護認定者数が年々増加しており、介護給付費が増加しています。	介護給付を必要とする被保険者が真に必要とするサービスを事業所が適切に提供するように促す必要があります。
	介護認定申請件数の増加に伴い、介護認定申請から認定審査の結果までの期間が長くなっています。	必要な時期に適正なサービスを提供するため、事務の効率化を図る必要があります。
	要介護度に応じた介護サービスを提供しています。	年齢を重ねても、日常生活に不安なく暮らせるようにサービスの充実を図る必要があります。

施策の基本方針

単位施策	施策の基本方針	成果指標
３－１ 健康保険	誰もが安心して医療を受けられるように制度や手続きを分かりやすく周知し、医療ＤＸ※17の推進とともに手続きの簡便化を図ります。	ジェネリック医薬品※18の利用等により医療費削減に努めている市民の割合 マイナ保険証利用率（国保/後期） 特定健診受診率（国保/後期）
	広報紙・ホームページ・パンフレット・医療費通知などで医療費の適正化についての周知を行います。	
	レセプトや健診結果などのデータ分析に基づいた保健事業により医療費の適正化を図ります。	
	かかりつけ医と連携した重症化予防、介護予防との一体的なフレイル※19予防の取り組みを進め、健康寿命の延伸を図ります。	
３－２ 福祉医療	受給資格のある人が漏れることなく受給できるよう、制度や更新手続きについて広く周知します。	医療費助成制度が充実していると思う市民の割合
	窓口での声かけや広報紙などで受給者への適正受診を働きかけるとともに、市民のニーズに応じたサービスの検討を行います。	
	医療ＤＸを推進し、事務の効率化と各種申請手続きなどの簡便化を図ります。	
３－３ 介護保険	適正な介護保険料の賦課・徴収を行うとともに、要介護認定の適正化、ケアプランなどの点検、医療情報との突合・縦覧点検などの介護給付適正化の取り組みを行います。	介護施設・事業所の数
	介護認定申請時において介護サービスのニーズを可能な限り聞き取り、訪問調査を効率的に行うとともに、介護認定審査会においてペーパーレス化を導入し、事務手続を負担軽減することで迅速に審査を行います。	
	介護施設の改修や将来において必要とする地域密着型サービスの整備をはじめとしたさまざまな介護サービスが提供できる体制整備を促進します。	

市民・地域・団体・事業所等の役割

一人ひとりが自分自身の健康に対する意識を高めることで、健康寿命の延伸を図ることができます。
医療機関や施術所においては、市民が安心して医療を受けられるようにするために、医療体制を整えることができます。
市民は、自らの老後に備える必要性を感じ、介護に対して前もって考える機会をもつことができます。事業所においては、利用者の状況や希望をしっかりと把握し、さまざまな視点から状態を確認することで、リスクを防ぎながら、その人に合った介護サービスを提供できます。

関連する個別計画

〇データヘルス計画

〇特定健康診査・特定保健指導実施計画

〇高齢者福祉計画・介護保険事業計画

※17 保健･医療･介護の各段階(疾病の発症予防、受診、診察･治療･薬剤処方、診断書等の作成、診療報酬の請求、医療介護の連携によるケア、地域医療連携、研究開発など)において発生する情報やデータを、全体最適された基盤(クラウドなど)を通して、保健･医療や介護関係者の業務やシステム、データ保存の外部化･共通化･標準化を図り、国民自身の予防を促進し、より良質な医療やケアを受けられるように、社会や生活の形を変えること。
※18 先発医薬品と同一の有効成分を同一量含み、効能･効果、用法･用量が原則的に同一の医薬品のこと。
※19 健康と要介護状態の中間に位置する状態で、加齢に伴い身体的機能や認知機能が低下すること。

めざすまちの姿４

人と人が寄り添い、つながりながら支えあうまち

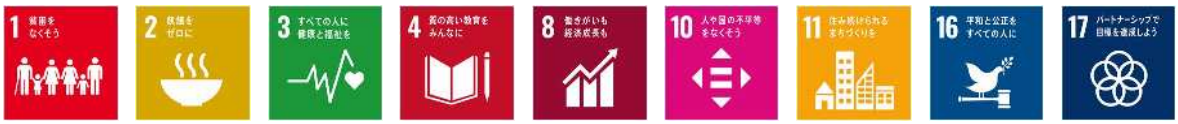

まちづくり指標

指標名	現状値（2024 年度）	めざそう値（2031 年度）
困ったときに相談できる人が身近にいる市民の割合	63.8%	68.2%
高齢者が地域で安心して暮らしていると思う市民の割合	66.3%	71.7%
障がい者が地域で安心して暮らしていると思う市民の割合	55.4%	62.4%
要支援者の１年後の重症化率	23.8%	25.2%

施策の背景

単位施策	現状	課題
４－１ 高齢者福祉	高齢者世帯の増加や、地域のつながりが希薄になり、抱える課題が複雑化・多様化しています。	地域住民での支えあいだけではなく、専門職も含めて解決に向けた取り組みが必要です。
	多くの人が介護予防教室などに参加していますが、参加者が固定化しています。	今ある参加の場は継続しつつ、新たな高齢者のニーズに合わせた参加の場が求められています。
	認知症高齢者が増加しています。	認知症への理解を広め、適切な対応ができる環境整備が必要です。
４－２ 障がい福祉	障がいに関する理解が進んでいますが、障がいのある人とその家族が差別や嫌な思いをすることがないように、さらに理解の促進を図っています。	誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができるように、障がいに関する理解を進めるとともに、障がい福祉サービス事業所の担い手不足解消など支援体制の充実が求められています。
	各種障がい福祉サービスの利用支援を行っています。	多様なニーズに対応した適切な支援を行う必要があります。
	障がいのある人の就労を支援しています。	障がいの特性や状態などに応じた就労支援及び就労場所を確保する必要があります。
４－３ 地域福祉	少子高齢化に伴う高齢単独世帯を含む高齢者世帯の増加、長引く不況などによる生活困窮者の増加など、支援が必要な人や世帯が増加しています。	さまざまな課題に対応できるよう地域や関係機関が連携し重層的支援体制を強化し、制度の狭間にある身近な生活上の問題把握に努めるとともに、解決に向けた取り組みが必要です。
	あいさつ運動などを通じたつながりあえる地域づくりを進めています。	もしもの時の不安を減らすため、地域住民や団体の顔が見える関係を築くことが必要です。
	福祉制度に関する相談窓口の認知度が低くなっています。	福祉制度に関する情報提供を一層強化する必要があります。

施策の基本方針

単位施策	施策の基本方針	成果指標
４－１ 高齢者福祉	高齢者の介護予防、重度化防止を一層進め、地域に多様な活動や参加の場をつくることで健康寿命の延伸を図ります。	介護予防事業の参加者数
	適切な医療・介護の提供体制の構築、介護者の負担軽減、医療介護関係者の専門性向上を通じ、高齢者の療養支援を強化します。	
	高齢になっても地域でふつうに暮らせるよう、市民・団体、介護・医療・福祉などの専門職などが連携し、ともに解決に向けて動く仕組みを強化します。	
	認知症になってもふつうに暮らせるように、支援体制を強化し理解ある地域づくりを推進します。	
４－２ 障がい福祉	共生社会を実現するために、市民一人ひとりがさまざまな障がいについて理解し、相互に支えあう意識を高めます。	障がい福祉サービスの利用者数 福祉施設から一般就労への移行者数
	障がいのある人とその家族一人ひとりが生きがいを持って自分らしく生活できるように、複雑化・多様化する障がい福祉ニーズに対応します。	
	障がいのある子どもへの療育や支援を充実します。	
	障がいのある人の適性と能力に応じて、福祉的就労や一般就労の機会を確保します。	
４－３ 地域福祉	生活困窮者に対する自立支援、生活保護制度における各種扶助給付の適正な実施など、それぞれの家庭に応じたきめ細やかな支援を行います。	ゲートキーパー養成人数 生活保護受給者などの就労人数
	あいさつから始まる地域づくりや、地域においての居場所づくりなどを一層進めていくとともに、身寄りのない人への支援を充実します。	
	より分かりやすい福祉制度に関する情報発信を行います。	

市民・地域・団体・事業所等の役割

日常的なあいさつや、地域の活動の場に積極的に参加することで地域交流を図り、つながりあう場を持つことができます。共生社会を実現するため、一人ひとりがさまざまな障がいについて理解するとともに、地域全体で支えあう意識を高めることができます。

また、事業所は地域に協力し、高齢者や障がい者の生活支援及び困りごとを解決するサービスを提供することができます。

関連する個別計画

〇高齢者福祉計画・介護保険事業計画

〇障害者福祉計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

〇地域福祉計画・地域福祉活動計画

めざすまちの姿５

誰もが健康で楽しく活動できるまち

まちづくり指標

指標名	現状値（2024 年度）	めざそう値（2031 年度）
健康寿命（平均自立期間）	男性　82.0 歳 女性　85.5 歳	男性　84.0 歳 女性　86.6 歳
市内で学びたいことが学べる機会があると思う市民の割合	46.8%	53.2%
生きがいを持っている市民の割合	65.4%	69.5%

施策の背景

単位施策	現状	課題
５－１ 健康推進	各種がん検診や特定健診を実施し、自身の健康を振り返る機会を設け、生活習慣病改善の健康支援をしています。	個人通知の充実など、各種健（検）診の受診率の向上のさらなる取り組みが必要です。
	個人の発病や重症化を防ぎ、他の人への感染を防ぐため、定期予防接種や任意予防接種において接種費用の一部を助成しています。	予防接種に関する正しい情報を周知し、希望者が漏れなく適切な時期に予防接種を受けられるように勧奨する必要があります。
	医師会などの協力のもと、日・祝・振替休日・年末年始に休日診療所を運営しています。	いつでも安心して診療を受けられるよう従事者の確保及び体制整備が求められています。
５－２ 生涯学習・図書	各種講座の開催や公民館サークル活動、公民館まつりなど、生涯にわたって学べる環境づくりを進めています。	ライフステージごとに一人ひとりの成長や歩みに応じた多様な学習機会を提供する必要があります。
	活字離れが進んでおり、図書館入館者数も 2021 年以降伸び悩んでいます。	誰もが読書の楽しさを知り、本を読む機会や環境を整える必要があります。
	市民の学びの場として生涯学習施設及び図書館を運営しています。	貸館利用をはじめとした施設の在り方を検討していく必要があります。
５－３ 文化・スポーツ	身近なところで音楽や文化などに触れる機会を提供するとともに、文化・芸術活動を支援しています。	娯楽の多様化により活動機会が減少していることから、適切な支援や活動の場を整える必要があります。
	スポーツクラブやスポーツ協会などの活動支援、各種スポーツ関連事業などを開催しています。	誰もが快適に気軽にスポーツに取り組める環境が求められています。
	文化施設やスポーツ施設を改修していますが、老朽化が進んでいます。	適切に維持管理をするとともに、市民が利用しやすい施設となるように環境を整備する必要があります。

施策の基本方針

単位施策	施策の基本方針	成果指標
５－１ 健康推進	相談や講座、啓発により健やかで心豊かな生活ができるよう、ライフステージにアプローチした市民の健康づくりを推進します。	健診や食事、たばこ、飲酒、運動等に関心を持ち、改善・増進に向けて取り組んでいる市民の割合 がん検診受診率
	生活習慣病の早期発見、早期治療のため、がん検診や特定健診などの各種健（検）診の充実と受診率の向上及び特定保健指導などの実施率の向上を目指します。	
	個人通知などを通じて予防接種に関する情報を周知し、正しい理解のもとで希望する人が安心して接種できる環境を整えます。	
	広報紙やホームページなどにより適正受診を周知します。また、感染症の流行状況を注視し、医療体制の確保に努めます。	
５－２ 生涯学習・ 図書	行事や講座などを通じて、世代を問わずさまざまな人が自分らしく学ぶことができ、幸せや生きがいを感じられるような生涯学習社会を目指します。	市民大学ひまわり及び公民館講座受講者数 南部公民館貸館稼働率 本を読むことが好きな市民/子どもの割合
	貸館の利用幅を広げるなど、施設を活性化し利用者の増加に努めます。	
	施設の維持管理に努め、誰もが利用しやすい魅力ある施設運営を目指します。	
	行事やイベントの案内を多様な手段で発信し、学びの機会を広げます。	
	図書館の蔵書の充実を図り、読書を通して学び、心の豊かさを育む環境づくりに努めます。	
	ブックスタートや親子での読み聞かせなど、ボランティアと連携した読み聞かせの場を増やし、子どもが本に触れる機会を増やします。	
５－３ 文化・ スポーツ	団体への支援・協働や企業などへの協力を通じて、魅力があり、多世代が垣根なく参加できる文化・芸術活動の実施・発信などを行います。	スポーツを楽しむことができている市民/子どもの割合 文化活動に親しむ機会があると思う市民の割合
	スポーツに継続的に親しめるよう、スポーツ団体の活動を支援し、団体が開催する講座や教室などの周知を行います。	
	文化施設やスポーツ施設が、安全安心に利用できるよう維持管理に努め、また市民ニーズを取り入れながら施設の改修などを行います。	

市民・地域・団体・事業所等の役割

一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、健康づくりに取り組むことができます。地域や団体、事業所で健康づくりの場をつくることで健康増進を後押しすることができます。

生涯学習を一人で学ぶだけではなく、学習をきっかけに人との交流を積極的に増やすことで、交流する楽しさが人に伝播しつながっていくような活動ができます。

地域でスポーツイベントや文化活動イベントを通して、自身の健康状態の把握や楽しく活動する機会を増やすことができます。

関連する個別計画

〇健康２１計画

〇生涯学習アクションプラン

〇スポーツ推進計画

〇子ども読書活動推進計画

めざすまちの姿6

お互いを尊重し、それぞれの個性や強みを活かしてつながりあえる安全安心なまち

まちづくり指標

指標名	現状値（2024 年度）	めざそう値（2031 年度）
身近につながりがあると思う市民の割合	65.4%	69.6%
日頃から地域や家庭で防災対策をしている市民の割合	55.9%	63.0%
防犯対策（交通・街灯・防犯カメラ・地域の見守り等）が整っており、治安が良いと思う市民の割合	49.0%	57.2%

施策の背景

単位施策	現状	課題
6－1 協働・参加・共創	市内でさまざまな活動をされている市民活動団体を支援しています。	市民の関心に応じた多様な主体の活動が継続的に創り出されることが必要です。
	町内会加入率の低下や地域組織の在り方の多様化、定年年齢の引き上げなどにより、役員の担い手の確保が難しくなっています。	年齢や生活背景を問わず、多様な市民が参加・参画しやすい活動・運営になるよう環境を整える必要があります。
	市民が多様な活動に出会い、発見できる拠点や環境を整備しています。	あらゆる活動を可視化し社会参加のきっかけをつくる必要があります。
6－2 ダイバーシティ	外国人と日本人の相互理解が進まず、ご近所トラブルが起きたり孤立したりしています。	お互いの文化や個性を理解するきっかけをつくる必要があります。
	性別や年代、国籍、身分による固定観念が根強く、公平な社会参加が十分ではありません。	一人ひとりの多様な個性を尊重し、互いに認めあいながら、積極的な社会参加を推進することが求められています。
	地域課題や資源の可視化が進まず、支援体制の構築が発展途上にあります。	地域の気づきによる孤立防止と相談支援の連携体制を整える必要があります。
6－3 防災・強靭化	集中豪雨などの風水害や地震が各地で発生していることから防災意識は高まっているものの、職員や市民に対する訓練は十分とはいえません。	防災意識の向上を図るとともに、災害発生時には自分のことは自分で守り、地域で助けあえる防災体制の充実が求められています。
	外国にルーツをもつ人が増加していますが、地区の防災訓練に参加している人は少なく、情報が行き届いていない可能性があります。	災害時に、特に外国にルーツをもつ人への情報発信や避難者に対応できるよう体制を整えることが求められています。
	障がい者や高齢者など、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を必要とする避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めています。	避難行動要支援者の把握とその支援体制を強化する必要があります。
	消防団員及び女性防火クラブ員は、大規模地震災害の経験がなく、発災時を想定した訓練を行う機会が少なくなっています。	消防団や女性防火クラブを対象とした大規模地震災害対応訓練の回数を増やす必要があります。
	尾三消防組合により、消防・救急体制の充実が図られていますが、火災発生件数は減少していない状態です。	火災発生原因として、たき火、野焼きの火入れなどから延焼するケースもあるため、屋外での火の取り扱いに対しても注意を促す必要があります。
	災害対応体制の構築・見直し、訓練や研修などの実施、発災時の対応の効率化・円滑化など、避難所の運営・管理体制の充実・強化に取り組んでいます	避難所における感染症などへの対策、生活環境などの改善、防災機能設備などの確保、立地状況を踏まえた適切な開設など、さまざまな対応が必要となります。
6－4 交通・防犯	県全体の交通事故発生件数は減少していますが、市では増加しています。	市民、通勤・通学者など市全体の交通安全意識を高める必要があります。
	情報収集や決済手段の多様化などにより、犯罪の手法も多様化し、特殊詐欺などのトラブルが増加しています。	年代ごとに遭遇しやすい犯罪手法が異なり、年代に応じた予防方法を共有し、啓発を強化する必要があります。
	市全体での犯罪被害者など支援体制の整備を進めています。	職員、市民、事業者それぞれの役割や出来ることを共有し、ワンストップで対応できる体制が求められています。
	新しい規格の二輪車や電動キックボードなど次世代モビリティが市場へ出回り、規制の強化や、駐輪可能な場所の変化などが生じることが推測されます。	新しい規格のモビリティに柔軟かつ迅速に対応できる駐輪場運営が求められています。

施策の基本方針

単位施策	施策の基本方針	成果指標
６－１ 協働・参加 ・共創	多様な主体のあらゆる活動に参加しやすい環境を整えます。	地域に愛着をもち、地域の活動に参加している市民の割合 町内会加入率 カラット施設稼働率
	区・町内会が持続可能な運営となり地域ニーズに合う事業が行われるように支援します。	
	地域課題を多様な地域の関係者と協力し取り組める体制をつくります。	
	市民・市外の人に豊明の魅力が伝わり、地域の愛着や理解が向上する取り組みを進めます。	
６－２ ダイバーシティ	日本語教室や交流イベントを拡充し、企業との協力体制を強化して相互理解を促進します。	多様性について理解している市民の割合
	市のすべての施策分野において男女共同参画の視点を取り入れ、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、意欲をもって働くことができる社会を目指します。	
	地域資源の可視化を図り、関係者との連携を強化することで、孤立防止の支援体制を整備します。	
６－３ 防災・ 強靭化	各地区の区長や自主防災組織に避難所運営委員会の活動などを紹介し、防災の意識向上と同じ指定避難所を使用する自主防災組織間の連携強化を図ります。	災害時に個人でできる備えを行っている市民の割合 災害協定の締結数 消防団充足率
	災害時の各班の実務マニュアルを作成し、資機材の取り扱いや関連団体との連絡などの訓練を実施します。	
	多言語で多くの人に災害時の情報を届ける体制をつくるとともに、外国人主体の避難訓練を実施します。	
	避難行動要支援者の個別避難計画の作成を進めるとともに、支援者や支援団体との連携を深め、支援体制の強化を図ります。	
	災害協定先及び尾三消防組合と連携して訓練を行い、災害に備えます。	
	尾三消防組合と消防団、女性防火クラブが連携し、火災原因の周知を行うとともに、各地区に対して防火意識向上に向けた広報活動を実施します。	
	避難者の健康を維持するために、避難所の機能強化を図ります。	
６－３ 交通・防犯	年代により予防意識や情報取得手段が異なるため、福祉や教育機関との連携、当事者に身近なツールを活用し、意識の向上を図ります。	犯罪発生件数 交通事故発生件数
	老人クラブや地域サロンなど各年代の集まる場所や機会を活用し、情報発信や予防啓発を進めます。また、市民にとって安心につながり、犯罪抑止に効果的な場所へ防犯設備の設置支援を実施します。	
	支援チームをつくり、警察や関係機関と連携し、ケーススタディなどを実施することで、知識の底上げや対応能力の向上を図ります。	
	関連法令や社会状況に合わせ、駐輪場の運営団体と連携して効果的な駐輪場運営を進めます。	

市民・地域・団体・事業所等の役割

多様な生き方への理解を深めることで偏見を減らし、町内会などで交流できる機会や場において相互理解を深めることができます。また、事業所は外国人労働者が働きやすい環境を整えることができます。

一人ひとりが災害に備え行動し、地域では災害時に備え地域のイベントや防災訓練を行ことで、いざという時に助けあえる体制を整えることができます。また、地域で防犯パトロールを行うなど、犯罪が起きにくい生活環境をつくることができます。

関連する個別計画

〇地域共生推進指針　〇地域防災計画　〇地域強靭化計画　〇業務継続計画　〇受援計画
〇国民保護計画　〇水防計画　〇災害廃棄物処理計画

めざすまちの姿7

気軽に外出でき、生活しやすいきれいなまち

まちづくり指標

指標名	現状値（2024 年度）	めざそう値（2031 年度）
暮らしている地域の空気や水は澄んでいてきれいだと思う市民の割合	76.3%	79.1%
ごみのリサイクル率	27.8%	29.5%
公共交通機関での市内移動がしやすいと思う市民の割合	52.7%	64.2%

施策の背景

単位施策	現状	課題
7－1 環境	生活騒音や悪臭などの生活型公害が顕在化し、市民の公害に対する関心が高まっています。	安全安心な生活環境を守るため、生活型公害の多様化に対応した適正な処理や未然防止の取り組みが求められています。
	再生可能エネルギーの普及推進を行い、温室効果ガス削減に向けた取り組みを行っています。	市民・事業者・市が各主体の役割に応じた地球温暖化対策に向けた取り組みが必要です。
	環境パトロールによる不法投棄の対応、地域清掃活動などによる美化活動などを行っています。	不法投棄が継続的に発生すると治安が悪化することにもつながるため、一人ひとりが環境美化を意識する必要があります。
	単独処理浄化槽などから合併処理浄化槽への転換を推進しています。	合併処理浄化槽は、単独処理浄化槽や汲取便槽に比べ、排水の汚れが約 8 分の 1 となるため、普及率を向上させる必要があります。
	狂犬病予防接種や飼育方法の啓発、猟友会による鳥獣駆除活動などを継続的に行っています。	生活に支障がなく良好な生活環境を保全する必要があります。
7－2 ごみ	自治体の処理責任を理解し、市民も事業所も適切で安全なごみ処理を行っています。	ごみの分別に関する理解促進を図り、ごみの減量化と資源化率を高める必要があります。
	ごみのステーション方式による回収について、市民の協力のもと、維持管理が行われています。	地域によって排出の容易さに差が生じているため、高齢者や障がい者もごみの排出がしやすくなるような取り組みが必要です。
	プラスチック一括回収や、各種コンポストの普及をはじめ、各種資源の分別を推進する啓発を行っています。	家庭から生じる可燃ごみには、資源化が可能なものが含まれており、分かりやすい周知方法や啓発方法が求められています。
7－3 公共交通	名古屋鉄道、名鉄バス、ひまわりバス、チョイソコとよあけ、タクシーが連携し公共交通ネットワークを形成しています。	市、交通事業者をはじめ地域の多様な関係者が連携して、地域交通の再構築を進め、利便性及び持続性を高めていく必要があります。
	公共交通の利用者数は、コロナ禍で激減しましたが、年々回復し、利用者は増加しています。	公共交通の利用促進を図るため、周知の方法を工夫する必要があります。
	本市発祥のチョイソコ事業は、ＡＩを活用したデマンド型の移動手段として全国的な横展開がされています。	買い物や通院、子どもの送迎などの日常生活を支える地域公共交通サービスの検討が必要です。

施策の基本方針

単位施策	施策の基本方針	成果指標
7－1 環境	生活環境の保全と市民の健康保持のため、大気汚染の常時監視、水質調査などを継続的に実施します。また、公害防止に関する取り組みを進めます。	省エネに取り組んでいる市民の割合 温室効果ガス排出量削減率 大気中の汚染物質の基準値に対する豊明市の数値
	気候変動対策として、温室効果ガス削減を目的とした取り組みを公共施設、市民・事業者へ推進します。環境学習を普及させることによる環境問題への周知啓発を行います。	
	生活環境を悪化させないため、環境パトロールによる不法投棄の防止、市民による環境美化活動の協力や啓発を推進します。	
	水環境を守るため、合併処理浄化槽への転換、適正な維持管理の実施について周知啓発を行います。	
	動物による人への危害や被害、迷惑防止のため、動物愛護に関する啓発活動や、継続的な鳥獣被害防止活動を推進します。	
7－2 ごみ	ルール違反のごみの排出を防止し、安全で安定したごみ処理のために、各種媒体を用いて啓発活動を実施します。	ごみの適正処理を心がけている市民の割合 一人一日あたりの家庭から排出されるごみの量
	関係機関と連携し、高齢者や障がい者が抱えるごみ出しに係る諸問題の解決に向けた取り組みを進めます。	
	各種コンポストの普及活動や可燃ごみに潜在する資源化可能な排出物の研究を行い、ごみの減量化を図ります。	
	事業所からの不適正排出を是正するため、周知方法の見直しや対応方法を検討します。	
7－3 公共交通	移動に対する満足度の地域差を解消するため、特に、地域交通の不便により移動が困難な人に対して、交通事業者や地域とともに特性に応じた交通施策を進めます。	公共交通機関での市外への移動が便利だと思う市民の割合 ひまわりバス・チョイソコとよあけの年間利用者数
	公共交通の利用促進を図るため、分かりやすい情報提供に努め、子どもの時から公共交通に愛着をもてる場を定期的に設ける取り組みを通して、公共交通に対する理解と関心を高めます。	
	先端技術の活用や外出促進の取り組みにより、移動の効率化及び生活利便性の向上を図り、公共交通の利用機会を増やします。	

市民・地域・団体・事業所等の役割

一人ひとりがごみの分別や環境に配慮した行動に努めることができます。事業所や団体などは、市民に対して環境について学ぶ機会や場をつくり環境意識を向上することができます。

市民は、自家用車だけでなく、身近な公共交通機関の利用に努めることができます。また、市や交通事業者と連携して、地域の特性に合った公共交通を育むことができます。

関連する個別計画

〇環境基本計画　〇エコアクションプラン　〇生活排水対策推進計画

〇一般廃棄物処理基本計画　〇一般廃棄物処理実施計画　〇分別収集計画

〇地域公共交通計画

めざすまちの姿8

いつまでも住み続けられる、安全で快適なまち

まちづくり指標

指標名	現状値（2024 年度）	めざそう値（2031 年度）
便利で快適な住環境が整備されていると思う市民の割合	65.6%	71.1%
身近に自然に親しむことができる場所があると思う市民の割合	71.3%	75.9%
道路での移動がスムーズだと思う市民の割合	68.8%	76.3%

施策の背景

単位施策	現状	課題
8－1 公園・緑地	緑化推進のため、緑化推進団体に花苗などを提供しています。	緑化推進団体への加入促進や活動への支援が求められています。
	公園緑地の遊具や樹木などの公園施設全般が老朽化しています。	予防保全型による計画的な修繕を実施し、安全安心な公園整備が求められています。
	公園のリノベーションや古くなった遊具の更新などを進めています。	家族で遊びに行きたくなる魅力的な公園を整備する必要があります。
	指定管理業者と連携した、勅使墓園の適正な維持管理を行っています。	利用者増加に向けた環境整備が求められています。
8－2 道路	自家用車だけではなく、徒歩や自転車でも安全に移動できる道路及び歩道の整備を進めています。	道路などを適正に維持管理するため、現場状況の把握、軽微な段階での対策を速やかに実施する必要があります。
	生活道路の交通安全対策や街路樹管理など良好な道路環境を維持しています。	安全な歩行空間を確保することが求められています。
	都市計画道路名古屋岡崎線の開通を見据えて、都市機能の充実などのまちづくりと連動した都市計画道路の整備を行っています。	土地利用と交通需要を見極めながら都市計画道路の見直しを検討する必要があります。
8－3 土地利用・住宅	住宅地や産業用地の開発を進めています。	防災・減災や環境保護の視点を持ちながら、人口減少社会に適応した土地利用構想を考える必要があります。
	土地区画整理事業や地区計画制度などを活用し、生活しやすい都市基盤施設を整備しています。	都市の景観維持を図りつつ、既成市街地における都市基盤施設を整備することが求められています。
	人口減少と少子高齢化の影響を受け、空き家が増加しています。	市場に流通していない空き家の実態把握と管理不全に対する対策が必要です。
	旧耐震建築物の内、特に木造住宅の耐震化が停滞し、耐震化率が伸び悩んでいます。	地震災害に強い都市基盤を形成するため、旧耐震建築物の安全性の確認と耐震化が必要です。
	人口は横ばいで推移していますが、子育て世代の転出傾向が見られます。	居住誘導区域内での住宅地の供給が少なく、需要とのバランスが悪いため、継続的な子育て世代の定住・転入策が必要です。
8－4 下水道	汚水管きょの老朽化が進み、未耐震のものがあります。	汚水管きょの改築・耐震化を図る必要があります。
	市街化区域内の雨水である内水対策が必要です。	豪雨などにより、家屋に浸水被害が出ないように適切な対策を実施する必要があります。
	人口減少や使用水量の減少により、使用料収入が減少しています。	将来に向けて安定した事業経営に努める必要があります。
8－5 河川・ため池	総合治水対策基本計画に基づき水路、調整池、ため池などの維持管理及び改修を実施しています。	近年の気候変動に伴う豪雨の頻発化、激甚化のため治水能力の向上を図る必要があります。

施策の基本方針

単位施策	施策の基本方針	成果指標
８－１ 公園・緑地	花いっぱい運動やフラワーボランティアの活動について、広報活動を強化します。	市内の公園に魅力があると思う市民の割合 墓園利用者数
	遊具の法定点検結果と指定管理者の樹木点検結果をもとに公園施設の長寿命化計画を策定し、事後保全型から予防保全型の維持管理に努めます。	
	民間活力の導入も検討しながら魅力あふれる公園へと再整備を図ります。	
	勅使墓園利用者とともに、墓園の適正な維持管理に努めます。	
	勅使墓園の利用者確保のため、広報紙・関係機関への周知を行います。	
	勅使墓園の点検などにより、施設の劣化・損傷状況を把握して、予防・事後保全の維持管理を行います。	
８－２ 道路	従来の道路パトロールに加え、デジタルツールなどを活用し早期に情報を収集することにより、道路の軽微な損傷や雑草の繁茂状況などを把握し、舗装修繕、草刈りなどの維持管理を効率的及び効果的に実施します。	道路の維持管理が良好だと思う市民の割合 道路の整備率
	防護柵やグリーンベルトの設置、側溝改良や街路樹の適正な管理などを実施し、安全な歩行空間を確保します。	
	既存インフラの利用しやすさ向上のため、有効幅員拡幅、排水施設改修など道路改良工事を実施します。	
８－３ 土地利用・住宅	土地利用構想に基づき、土地区画整理事業や民間開発事業などにより、魅力的な市街地を計画的に整備します。	市街化区域内人口の割合
	住宅地、緑地との調和に配慮しつつ、現在の土地利用や機能の維持・強化を図ります。	
	広域的な交通利便性を活かして工場や物流施設などの立地を誘導します。	
	住宅需要の受け皿をつくるとともに、空き家調査や管理不全空き家への対応、空家利活用促進などに取り組み、耐震化を進めるなど良好な住環境を整えます。	
	子育て世帯のニーズに沿った補助制度を創設します。	
	違反広告物の撤去パトロールを実施します。	
８－４ 下水道	ストックマネジメント計画により調査点検を行い、計画的に修繕・改築工事を実施します。また、地震対策計画により、重要な汚水管きょのうち未耐震の管きょの耐震化工事を実施します。	汚水管きょ耐震化率 経費回収率
	浸水被害の減災を目指し、必要な雨水貯留設備などを築造することにより、豪雨被害を抑制します。	
	適正な下水道使用料について検討を行います。	
８－５ 河川・ため池	河道内に堆積した土砂、繁茂した樹木などを除去します。	調整池の設置数
	ため池の改修や調整池の新設などの流出抑制対策を実施します。また、規制・指導、補助金の交付などによる制度の充実、防災対策、啓発活動を行います。	

市民・地域・団体・事業所等の役割

個人や地域で花いっぱい運動（区）やフラワーボランティアなどの活動を行い、自主的に花づくりや緑化を進め、花や緑が豊かな住環境を形成することができます。
道路状況に不備があれば市に情報提供することができます。
所有する土地建物を適切に維持管理するとともに、新たな都市基盤整備に向けた取り組みへの関心を高めることができます。
事業所は、正しく汚水を排水するよう努めることができます。
家を建てたり、建て替えたりする際には、補助金を活用するなどして雨水流出抑制施設の設置を検討することができます。

関連する個別計画

〇公園施設長寿命化計画　〇道路舗装修繕個別施設計画　〇通学路交通安全プログラム
〇都市計画マスタープラン　〇立地適正化計画　〇空家等対策計画
〇耐震改修促進計画　〇総合治水対策基本計画　〇橋梁長寿命化修繕計画
〇横断歩道橋長寿命化修繕計画　〇全県域汚水適正処理構想
〇流域別下水道整備総合計画　〇下水道基本計画　〇下水道法事業計画
〇下水道事業経営戦略　〇下水道ストックマネジメント計画
〇下水道総合地震対策計画　〇特定都市下水道計画

公園についてのコラム

めざすまちの姿９

歴史や文化が受け継がれ、地元愛あふれ訪れたくなるまち

まちづくり指標

指標名	現状値（2024 年度）	めざそう値（2031 年度）
豊明市のことを大好きだと思う市民の割合	75.3%	78.3%
豊明市の魅力をオススメしたいと思う市民の割合	48.1%	54.1%
観光地点等入込客数	61,821 人	90,520 人

施策の背景

単位施策	現状	課題
９－１ 観光	歴史資源を活かした史跡観光や桶狭間古戦場まつりを実施し、観光活性化に努めています。	訪問者を増やすため、歴史に親しむ機会を増やし、賑わい創出につなげることが求められています。
	豊明花き地方卸売市場と連携し、市全体を花の市場（マルシェ）として発信し、花に親しむイベントなどを開催しています。	市内外にイベントなどの情報を広く発信し、関心を持ってもらえるような周知方法を工夫する必要があります。
	公道沿いの案内看板や、観光パンフレットなどを作成し周知しています。	魅力ある観光場所を整備し、市内外の人が訪れたくなるまちづくりが求められています。
９－２ 歴史・ 伝統文化	県指定天然記念物「豊明のナガバノイシモチソウ」や市指定天然記念物「大狭間湿地」の一般公開を行っています。	希少な植物をよりよい状態で鑑賞できるよう、気候の変化に応じた適切な保護が必要です。
	県指定無形民俗文化財「大脇の梯子獅子」など地域の祭りの活動を支援しています。	古くから伝わる伝統行事を次世代に継承していく必要があります。
	史跡や天然記念物などの文化財の保護及び保存を行っています。	文化財を保護する意識を高め、適切に保護する必要があります。
	歴史民俗資料室を開室し、歴史民俗資料の収集及び資料を整理しています。	資料の保管場所や展示場所を工夫し、歴史や伝統文化に興味を持ち、親しみがもてるような取り組みが必要です。

施策の基本方針

単位施策	施策の基本方針	成果指標
９－１ 観光	桶狭間古戦場まつりや花マルシェなど観光客や訪問者が増加する事業の推進と、観光情報の発信を強化することで、観光による交流人口や関係人口の拡大を図ります。	花マルシェイベント参加者数 ガイドボランティアのガイド実績人数
	出前講座の開催やイベントのブース出展などにより、地元愛を高める取り組みを進めます。	
	地域や観光協会などと協力し、既存の観光資源の付加価値を高めることで魅力の向上を図ります。	
９－２ 歴史・ 伝統文化	ナガバノイシモチソウや大狭間湿地などの天然記念物を適切に保護・管理し、天然記念物への理解を深めます。	豊明の歴史・伝統文化について関心がある市民の割合 ナガバノイシモチソウ一般公開来場者数 大狭間湿地一般公開来場者数 歴史民俗資料室来場者数
	地域の祭りに多くの人が参加し、地域にある文化財について学ぶことができる場をさまざまな場面で提供します。	
	歴史民俗資料室に保管している資料を適切に整理・保存し、歴史や文化に親しむことができる展示方法を検討していきます。	

市民・地域・団体・事業所等の役割

桶狭間古戦場まつりや花マルシェをはじめ、各イベントへの参加やＳＮＳによるフォロー及び拡散することで、地域を盛り上げることができます。
桶狭間古戦場をはじめとする史跡や歴史に興味を持ち、市内外へ発信し、地域の行事や祭りに参加、協力することができます。

関連する個別計画

〇生涯学習アクションプラン

花マルシェのコラム　or　梯子獅子コラム

めざすまちの姿１０

自分らしく働く場所があり、産業が盛んな活気あるまち

まちづくり指標

指標名	現状値（2024 年度）	めざそう値（2031 年度）
地域経済が活性化していると思う市民の割合	27.5%	36.4%
農地が有効に耕作されている面積	461ha	440ha

施策の背景

単位施策	現状	課題
１０－１ 商工業	既存事業者が高齢化していることもあり、閉鎖に伴う産業の衰退が危惧されています。	既存事業者、店舗などの存続のため、市内商工業の維持・発展のための支援と人材の確保が求められています。
	生産年齢人口の減少により、労働力が減少しています。	人手不足解消のため、年齢、障がいの有無、国籍などに捉われない多様な人材の活用が求められています。
	市民 1,000 人当たりの製造品出荷額などは県全体より低い状況にあります。	企業支援や企業誘致を行い、市内企業の流出防止や税収の確保が求められています。
	創業への関心が高まってきています。	セミナーの開催や経済的支援など創業希望者への支援を行う必要があります。
１０－２ 農業	農業者の高齢化や後継者不足により、農業者が急速に減少しています。	農業者の確保と育成が求められています。
	優良農地の減少が進んでいます。	優良農地を保全し農地として活用する取り組みが求められています。
	遊休農地の発生数が増えています。	高齢、知識がない、遠方に住むなど農地を耕作・管理できない農地所有者に耕作及び適切な管理をするよう啓発する必要があります。
	「地産地消の推進」「新鮮な農産物」を望む市民が多くいます。	豊明産農産物について学校給食などへの活用や消費者への周知を行い、地産地消を進める必要があります。
	平均気温上昇、病害虫被害により農産物の生産が難しくなってきています。	農業者・農業法人への経済的・作業的負担の軽減が求められています。
	土地改良施設は事後保全を実施しています。	適切な時期に計画的に整備する必要があります。

施策の基本方針

単位施策	施策の基本方針	成果指標
１０－１ 商工業	市内既存事業者の存続維持のため、商工会からの情報提供などを活用し事業者を支援します。	製造品出荷額 商工会会員数 新規起業者数
	労働力不足を解消するため、さまざまな事情を有する就職希望者や働き方の多様性などを考慮し、商工会などと協力して事業者・求職者双方の間を取り持ち労働力の底上げを図ります。	
	市内商工業の発展と雇用確保のため、工業団地への企業誘致と市内事業者の流出防止を図ります。	
	創業希望者を支援するため、創業者向けのセミナーや出店支援などを行うことで、市内への事業者誘致を図り、地域経済の活性化につなげます。	
１０－２ 農業	多くの人が農業に興味を持てるように、農業の体験や学ぶ場を設け、農業を始めようとする人を増やします。	新規就農者数 豊明産農産物の産直所取扱い数
	将来に渡って食に困らない環境を維持するために、地域農業に必要な優良農地を維持します。	
	意欲のある農業者・農業法人に農地を集積・集約して、優良農地を中心に営農してもらうよう勧めます。	
	市内の農業者・農業法人と新鮮な農産物を求める消費者のために、豊明産農産物を周知し、地産地消を推進します。	
	農業者・農業法人が安心して農産物を生産できる環境を整え、活気ある農業経営を行えるようにＪＡと連携して支援します。	
	土地改良施設の予防保全を行うことで、事業費を削減し良好な環境を維持します。	

市民・地域・団体・事業所等の役割

子どもの頃から地域経済について学び、市内商工業者に愛着をもつことができます。事業所は、地域行事などへの参加により自企業を周知することができます。

耕作していない、または今後しなくなる農地は農地バンクに登録し、活用してもらうことができます。農業体験や地域の農業活動に積極的に参加することで、農業に対する理解や地産地消の意識を高めることができます。

関連する個別計画

〇農業振興地域整備計画

〇地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）

行政推進項目1　市民サービスを向上する

まちづくり指標

指標名	現状値（2024 年度）	めざそう値（2031 年度）
市職員の対応が丁寧で、説明が分かりやすいと思う市民の割合	73.3%	76.4%
オンラインや窓口で行政手続き等をするとき、手続き等がスムーズにできると思う市民の割合	64.4%	68.6%
オンライン（電子申請届出システム）の利用件数	9,974 件	18,900 件

現状と課題

スマートフォンなどのデジタル機器の普及に伴い、社会のデジタル化は急速に進展し、デジタル技術は市民生活に欠かせないものとなっています。

利用の多い証明書を一つの窓口で発行する証明窓口の設置やコンビニ交付など利便性向上に向けた取り組みを進めていますが、行政サービスは窓口での手続きが中心で窓口に行く負担や手続きに要する時間など多くの市民が不便さを感じています。手続きの不便さを解消するため行政手続きのデジタル化を進める必要があります。

一方で、市民一人ひとりのデジタル機器の活用の習熟度によってサービスが受けられなくなることがないようにデジタルデバイド（情報格差）を意識した利便性の向上が求められています。

また、変化する社会情勢を契機とした新しい生活様式・価値観などにより、市民が抱える困りごとや課題は多様化・複雑化しています。市民相談などの相談体制を維持する必要があります。

基本方針

窓口におけるさらなるワンストップサービスの実現に向け、各種証明窓口のあり方を検討するとともに、市民、職員双方の手続きフローやシステムの見直しを進めます。

また、デジタル技術を活用した各種行政手続きのオンライン化やキャッシュレス決済を導入することにより、市役所に行かなくても必要な手続きができるようにするなど、市民目線での利便性向上を図ります。

併せて、手続きの申請に必要な情報を広く市民に届けるため、セグメント配信※20 の導入やプッシュ型での情報発信機能を強化します。

市民の困りごとが解消に近づくよう、困ったときに相談できる場の提供とその周知に努めます。

関連する個別計画

〇デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進基本方針

※20 属性や行動の段階を分類（セグメンテーション）し、より興味関心にマッチした情報を配信すること。

行政推進項目２　情報収集と発信を積極的に行う

まちづくり指標

指標名	現状値（2024 年度）	めざそう値（2031 年度）
市からの情報が足りていると思う市民の割合	55.3%	60.6%
市民の意見が市に届き、市政に反映されていると思う市民の割合	36.7%	51.8%
ホームページアクセス件数	2,630,211 件	2,800,000 件
ＳＮＳ閲覧登録者数	7,230 人	15,000 人

現状と課題

近年の情報技術の進展に伴い、誰もが容易に情報を収集・発信できるようになっています。

行政は多様な方法により的確かつ戦略的に情報を収集し、組織内で情報を共有し効果的・効率的な業務が行えるよう利活用する必要があります。

行政は開かれた市政を推進するとともに、市政情報を広報紙のほか、ホームページ、SNS などを通して発信しています。必要とする情報をさまざまな方法で分かりやすく届けることが求められています。

また、市民の声を計画や施策に反映するため、市長への手紙・Eメール、パブリックコメントなど多様な手段を通じて、市民からの意見や提言を受ける仕組みを整えています。

基本方針

興味を持ってもらえるような広報紙を作成し、データによる閲覧もできることを周知します。また、ホームページだけではなく SNS を活用したプッシュ型、双方向型の情報発信により市民が必要とする情報を迅速かつ効果的に提供します。

さらに、広く市民の意見を募集できるように幅広いツールでの周知・理解促進を図るとともに、子どもからの意見を吸い上げる機会を設けることや、市民同士でも意見交換できる環境をつくるなど、市民一人ひとりがまちづくりに取り組む気持ちの醸成を図ります。

関連する個別計画

行政推進項目３　効果的・効率的な行政運営を行う

まちづくり指標

指標名	現状値（2024 年度）	めざそう値（2031 年度）
行政は効果的・効率的な行政運営を行っていると思う市民の割合	44.5%	51.0%
地域や企業、大学など多様な主体と連携しながらまちづくりを進めていると思う職員の割合	89.5%	90.8%
ＰＤＣＡサイクルが実践されていると思う職員の割合	80.5%	82.9%
公共施設が適切に維持管理されていると思う市民/職員の割合	市民　59.6% 職員　71.6%	市民　69.0% 職員　78.7%
公共施設などの整備・運営に係る官民連携件数	99 件	135 件

現状と課題

人口減少や少子高齢化の進行などに伴う地域課題の発生などから市民ニーズは多様化・複雑化しています。限られた人員と財源の中で市民ニーズに対応するためには、成果に着目した行政評価と PDCA サイクル※21 に基づく総合計画の的確な運用を実施する必要があります。

また、公共施設の適切な維持管理を行うため、計画的な更新及び改修を実施してきましたが、昨今の物価高騰などによる工事費の増加に伴い、すべての施設を計画どおりに改修することが困難な状況にあります。そのため、公共施設の適正配置・運営を通した効果的で効率的な行政運営が求められています。

さらに、社会のデジタル化に対応し市民サービスを向上するため ICT システムの導入を進めるとともに、職員のセキュリティ意識を高める必要があります。

基本方針

持続可能な行政運営を進めるため、市民サービスの向上や職員の意識改革、財政の効率化などの行政改革を推進するとともに、民間活力の導入や自治体間連携による取り組みを進めることで、市の抱える課題の解決策や新たな価値を生み出し、質の高い行政サービスを提供します。

公共施設の状態を把握し日常的な点検を行うとともに、人口動向や利用者ニーズの把握に努め、民間事業者の発想やノウハウなど専門的知見も参考にしながら、適切な公共施設マネジメントに取り組みます。

全庁的なデジタル化を推進するにあたっては、全体最適の観点から組織的に活用できる仕組みと体制を整備するとともに、業務の効率化を図り、市民サービスの向上につながる取り組みを推進します。

関連する個別計画

〇行政改革推進プラン
〇公共施設等総合管理計画　〇公共施設長寿命化計画
〇公共施設適正配置計画　〇デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進基本方針

※21「Plan（計画）」「Do（実行）」「Check（評価）」「Act（改善）」の 4 段階を繰り返すことで、業務改善・業務効率化・生産性向上などにつなげるためのフレームワークのこと。

行政推進項目４　健全な財政運営を行う

まちづくり指標

指標名	現状値（2024 年度）	めざそう値（2031 年度）
行政が税金の使い方について説明責任を果たしていると思う市民の割合	42.9%	56.3%
財政力指数	0.83	0.80 以上
経常収支比率	91.0%	90%以下
実質公債費比率	1.2%	9%以下
将来負担比率	-60.3%	0%以下

現状と課題

人口減少及び生産年齢人口の減少に伴い市税収入の将来的な減少も想定されることから、基金の管理や地方債を発行するなどして将来を見据えた財政運営を行っています。一方で、高齢社会に伴う扶助費の増加や公共施設の老朽化による改修費などの増加への対応が求められています。

市民の税金の使われ方に対する関心を高め、公平公正な税負担の実現による財源確保に努めるとともに、適正な執行と分かりやすい財政状況などの公表が必要です。

基本方針

限りある予算の中で行政サービスを実施していくため、経常経費を含めた既存事業の見直しや優先的に行う事業の精査など、真に必要な施策の検討を行うとともに、適正な予算執行に努めます。

また、将来に備えた各基金への積立及び活用、地方債の発行、施設利用などに関する適正な受益者負担の検討を行うことで財源確保に努めるとともに、施策検討の精度を高めていくことや、限りある財源を適正に配分することで、健全財政を維持します。

さらに、公平公正な課税を行うとともに、多様な納税方法の導入などにより収納率の向上を図ります。

関連する個別計画

〇超長期財政推計

行政推進項目５　働きやすい環境づくりと人材育成を推進する

まちづくり指標

指標名	現状値（2024 年度）	めざそう値（2031 年度）
市民ニーズに対して、知識や能力習得の機会が十分であると思う職員の割合	73.7%	77.0%
市長・市職員の政策立案能力が高まっていると思う市民の割合	41.5%	48.4%
年次有給休暇の平均取得日数	15.6 日	16 日

現状と課題

労働市場が活発化する中でも優れた人材を確保するため、新卒採用に加えて社会人経験者採用や、障がい者雇用の促進のための障がい者枠採用を実施しています。また、多様で柔軟な働き方として時差出勤や在宅勤務、子連れ出勤、部分休務制度などを導入し、子育てや介護などと仕事との調和を目指しています。

地域の実情や課題に柔軟に対応し、一人ひとりが役割を理解しながら主体性を持って行動できる職員が求められています。

基本方針

本市の特色ある事業や公務員の業務内容を広く周知し、柔軟な採用手法により計画的な職員採用を行うとともに、仕事と家庭の調和を踏まえた、誰もが負担感のない公平性のある働き方を推進します。

また、明確な責任の所在と指揮命令系統を確保した円滑なコミュニケーションによる心理的安全性の高い職場環境を醸成します。

適正な職員配置などにより業務負担の偏りの是正に努めるとともに、多様化する市民ニーズに対応できる主体性のある職員となるための成長支援として各種研修を実施することで組織力強化を図ります。

関連する個別計画

〇職員定員適正化計画
〇特定事業主行動計画
〇障害者活躍推進計画
〇人材育成基本方針
〇研修計画

行政推進項目6　公正な行政運営を保つ

まちづくり指標

指標名	現状値（2024 年度）	めざそう値（2031 年度）
議会の情報が十分に得られていると思う市民の割合	35.0%	42.8%
議員の政策立案能力が高まっていると思う市民の割合	30.5%	38.7%

現状と課題

議会と監査委員には、公正な行政運営がなされているかなど執行の監視を担う役割があります。

議会や委員会の様子は議会だよりの配布やホームページでの公表に加え、YouTube などの配信により議会活動を発信しています。市民に分かりやすく議会活動に興味を持ってもらえるような、情報の発信方法を検討する必要があります。

議員一人ひとりの職務遂行能力向上のため、政務活動費を活用して視察や研修に参加し、得た知識を議会活動の中で活かすことができる環境の整備、情報の提供が求められています。

監査委員は、市の予算執行や契約などの財務に関する事務を中心に行財政運営の適法性、効率性などを市民の視点でチェックする定例監査や例月出納検査などの各種監査を実施しています。

基本方針

議会に関する情報をさまざまな媒体やイベントを通じて情報を発信し、市民の声を聴く機会を増やします。議会においては、市民の声を反映しながら適切な議論が行えるよう環境整備、情報の提供を行います。

また、議会と議会事務局間での情報共有のための会議システムなどを導入し、コミュニケーションを円滑化します。

監査委員としては監査指摘を起点として、事務執行の適正化及び業務改善を行うことができるよう、各種監査を定期的・適切に実施します。

関連する個別計画

行政推進項目（第7次行政改革大綱）

総合計画に掲げる将来都市像「未来へつなぐ　みんなでつくる　しあわせのまち　とよあけ」の実現に向けて、市の経営的施策「行政推進項目」を推進するための基本的方向性を「第7次行政改革大綱」として位置づけ、総合計画と行政改革の連動性を高め、一体的な運用を行うことで必要な改革を推進していきます。

1.基本的方向性

第7次行政改革大綱については、第6次行政改革大綱の取組方針である3つのマネジメント（ヒト・モノ・カネの最適化）を維持しつつ、新たにデジタル技術やデータなどの資源を有効活用する「情報」を加えることとします。

これらの 4 項目を行政改革の柱（基本的方向性）として、総合計画で掲げる施策の着実な実行を下支えします。

柱Ⅰ　ヒトの最適化（組織・人材のマネジメントの推進）

・職員一人ひとりが市民目線でのサービス設計を意識し、デジタル技術などを活用しながら、行政サービスにおける利便性・満足度の向上や、業務の効率化を図ります。
・行政課題に対して迅速かつ的確に対応できる組織体制の構築、職員の育成を図るとともに、時代に即した多様で柔軟な働き方を推進します。
・職員だけでなく、市民、団体、企業、大学などと協働したまちづくりや、外部人材の積極的な活用など、多様な主体者との連携を推進します。

柱Ⅱ　モノの最適化（公共施設マネジメントの推進）

・将来のまちづくりと公共施設のあり方を連動して考え、公共施設の保有量や配置の最適化、市有財産の有効活用を図ります。
・公共施設やインフラ施設を適切に保全し、長寿命化を図ることで、ライフサイクルコストの縮減に努めます。
・公共施設、公園などの公共空間を活用して市民の交流・滞在の場を創出する取り組みの強化を図ります。

柱Ⅲ　カネの最適化（部内マネジメントの推進）

・歳出の抑制、歳入の確保を効果的かつ効率的に行い、財政の健全化を図ります。
・成果志向型の行政経営を行うため、行政評価に基づいた施策立案や事務事業の改善を行うなど、予算編成と連動した PDCA サイクルの実行を図ります。
・費用対効果の高い行政サービスの実現や新たな財源を確保するため、民間のノウハウや資金の活用など、民間事業者との連携を推進します。

柱Ⅳ　情報の有効活用（デジタル技術・データの活用）

・デジタル技術の活用に軸を置いた事業の改善、見直しを実施し、時代のニーズに合った行政サービスの提供や業務の効率化、新しい価値の創出を図ります。
・統計データや各種指標などの客観的な根拠や証拠などさまざまなデータを活用した施策立案を推進します。
・急速に変化するデジタル社会に対応できるようさまざまな情報発信手段や手法の充実を図ります。

2.行政推進項目との関連

行政改革大綱については、行政推進項目の6つの視点と行政改革の4つの柱を関連付けながら推進していきます。

	柱Ⅰ ヒトの最適化	柱Ⅱ モノの最適化	柱Ⅲ カネの最適化	柱Ⅳ 情報の有効活用
1. 市民サービスを向上する	○	○		○
2. 情報収集と発信を積極的に行う	○			○
3. 効果的・効率的な行政運営を行う	○	○		○
4. 健全な財政運営を行う		○	○	
5. 働きやすい環境づくりと人材育成を推進する	○			○
6. 公正な行政運営を保つ	○			○

3.進捗管理

行政改革を着実に推進していくため、行政改革大綱の取り組みを具現化するアクションプランである、「行政改革推進プラン」を計画期間（2026 年度から 2031 年度まで）中に前期及び後期に分けて策定します。行政改革に関する具体的な取り組みを示しながら、行政推進項目の指標の進捗管理を毎年度実施し、次年度の取り組みへつなげていきます。